

## 1. 令和元年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和元年9月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第23号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程4 議案第24号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程5 議案第25号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程6 議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程7 議案第27号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第28号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第29号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第30号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第31号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第32号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第33号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第34号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第35号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦

5番	山 川 直 保	6番	田 中 康 久
7番	森 喜 人	8番	田 代 はつ江
9番	兼 山 悌 孝	10番	山 田 忠 平
11番	古 川 文 雄	12番	清 水 正 照
13番	上 田 謙 市	14番	武 藤 忠 樹
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総務部長兼 選挙管理委員会 事務局書記長	乾 松 幸	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	和 田 美江子	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	遠 藤 正 史	建 設 部 長	尾 藤 康 春
環境水道部長	馬 場 好 美	郡上偕楽園長	松 井 良 春
教 育 次 長	佃 良 之	会計管理者	白 田 義 孝
消 防 長	桑 原 正 明	郡上市民病院 事務局 長	古 田 年 久
国保白鳥病院 事務局 長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 査	岩 田 亨 一
議会事務局 議会総務課 課 長 補 佐	竹 下 光		

### ◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、出務ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄君、16番 渡辺友三君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いいたします。

---

### ◇ 武藤忠樹君

○議長（兼山悌孝君） それでは、14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は大きく2点についての質問であります。

まず、最初に関係人口について質問させていただきます。

現在の日本は人口の減少問題が最大の課題となっておりますが、人口減少対策ということでそれぞれの地域が移住・定住に向けて取り組みが進み、効果が出ている自治体もある一方で流出がとまらない自治体もあり、今後、日本全体がゼロサムゲームになってしまう、地域間の人口の奪い合いになっていくのではないかと危惧しております。

各地域がいろんな補助制度を出して移住・定住施策を出しておりますけれども、一口に移住・定住といっても、仕事や住む家等々、新天地の暮らしをしていくためには、将来設計を十分に考え、組み立てる必要があるため、移住・定住といった問題は非常にハードルの高い問題だと考えます。

また、交流人口につきましても、地理的な事情等で移動や滞在については負担が大きく、長続きしないこともあります。

また、郡上市が目指しております観光立市ということもありますけれども、単に観光に行くだけでは地域とのかかわり合いは持てず「物足りない。もっと関心を寄せ、地域とかがわりたい」とかがわりを求める若者がふえている、そういった声も多く聞かれるようになったと思っております。いわゆる、ふるさと難民と言われる若者たちの問題であります。

最近、あるところで、視察というか、研修に行きまして、指出一正さんの本『ぼくらは地方で幸せを見つける』、この演題で講演がありました。まさに関係人口を提唱してみえる方でありまして、実際に島根県のほうで、実行、各地でいろんなことをしてみえる方ではありますが、その関係人口といった言葉に非常に興味を持ちましていろいろ調べてみますと、総務省の関係人口創出モデル事業として、郡上市の関係人口プラットフォーム構築事業、そういうものが取り上げられておりました。

先日、郡上市の30年度の決算の報告の中にも、関係人口創出事業については郡上クリエイティブテレワークセンターを拠点に都市部からの参加者を募るイベント等を開催したほか、地域密着型イベントの情報発信を行うなど、関係人口の創出を図ったと。こういった事業報告もなされております。

『関係人口をつくる』といった、こんな本もありましたけれども、こういう本を読ませていただきますと、人口減少の切り札として関係人口といったものが取り上げられております。総務省のモデル事業を郡上市が実施するに当たり、どんな捉え方をしてどのように進めてきたか。

また、郡上市の関係人口に対する取り組みの現状も総務省の中ではいろいろと載っておりますけれども、郡上市民はほとんど関係人口といった言葉については知らないと思いますので、郡上市がどんなことに臨んでいるのか、お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

市としての関係人口の捉え方や取り組み等についてでございます。

昨年度、総務省から選定を受けまして国の委託事業として関係人口創出モデル事業を実施いたしました。この事業を実施するに当たりまして、郡上市では、郡上にルーツはないが頻りに都市部の生活拠点と郡上を行き来しながらまちづくり活動やイベント等を楽しんでいる人がふえているということに着目しまして、関係人口を地域のコミュニティ活動にみずからの意思で参画する人というふうに捉えました。

総務省の委託事業では、既に郡上市の関係人口となった都市部住民のフォローアップ、あとネットワークづくり、また地域外からの交流の入り口をふやすための情報発信のあり方などにつきまし

て試行的な取り組みを行ったものになります。この成果から、今年度も関係人口創出事業を市の事業といたしまして地方創生推進交付金を活用して実施しております。

この内容としましては、HUB GUJOが実施しますGUJO MEETUPとかHACK GUJOといった交流イベントにおきまして参加者のコミュニティを活性化させる仕掛けづくりの検討等を行っているところでございます。

このほか、郡上市の郡上藩江戸蔵屋敷では、ワークショップに参加された都市部の方がみずからネットワークをつくられて、オフ会と称して自費で郡上市に足を運んで郡上おどりを楽しみながらその魅力を発信しているといったような事例も生まれております。

また、郡上カンパニーにおいても、プログラムの一つであります共創ワークショップに参加した方による緩やかなコミュニティといったものができ上がりまして、インターネット上での交流を活性化させながら実際に郡上に足を運んでいただいて、また首都圏におきまして郡上の魅力をPRするような独自のイベントを開催しておられます。

また、東京郡上人会におきましても、郡上出身者だけではなくて郡上に何らかのかかわりがあるとか関心を持つ人の参加もでございます。郡上のことを考え、ともに盛り上げてくれる人がふえているということにつきましては東京郡上人会でも実感しているところでございます。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

総務省のホームページの中にあります関係人口の中で、郡上市が一つの例として、関係人口プラットフォーム構築事業、事業概要としましては「郡上市の地域づくりの応援団と成りうる関係人口(多様な担い手)を創出する事業」とあります。また、いろいろな内容の中で「関係人口管理システムの構築を行います」とあるんです。

実際のところ、やってみえることが我々には少しも見えてきませんし、郡上に住んでいる方も郡上市が取り組んでいる関係人口といった問題につきまして、今後、どんな取り組みをされるつもりか、どんなことを考えてみえるのかということ郡上市民にもしっかりと周知して、関係人口、東京とか名古屋、大阪の都会の人たちに郡上に来ていただいて関係人口になっていただく、そのシステムづくりといったものが今後は必要だと思うんですが、郡上といったところは、郡上おどりももちろんそうですし、鮎かけとかスキーとか、いろんな関係人口に近い方が多く見えると思うんです。

郡上を舞台に現在でも活動してみえる方は大勢見えるわけですから、そういう人たちとの郡上の地域づくりを行ってみえる方々との関係を今後どうつくっていくかということはどうお考えか、そういう点でお伺いしたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） お答えいたします。

市内で活動している方との結びつきといったことについてでございますが、関係人口となった人々と接する中で感ずることにつきましては、地域とのかかわりを持つこと自体に価値を感じる人々ということでございます。

そうした人々をふやしていくためには、議員が言われるように、地域に根づいたそうした団体とのかかわりといったものが今後は大切な要素になってくるというふうに思っております。

市の施策として関係人口を生み出すことにつながっております先ほど申し上げました郡上藩江戸蔵屋敷とか郡上カンパニー等の取り組みを進めていくということはございますが、あと大切なことにつきましては、郡上に対して何らかのかかわりを持ちたいと思っている都市部の方に対して、実際に地域づくりを行っている現場の皆さんが、自分たちというか、みずからの意思と言葉で郡上にかかわることの価値というものを発信して、おもしろい地域や楽しい場面といったことをつくっていくということだというふうに思っています。

その意味で、基本的な地域づくりの積み重ねというものが大切であるということと、それから市が主導的に行いますシティプロモーション的な施策とともに地域づくりの支援を継続的に行う中で関係人口というものをつくり出していきたいというふうに考えております。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

これからが正念場だと思うんですけども、これは各地域で行われていることでありますけれども、郡上市のいろんな取り組みについてのアドバイスがあるんです。その中で、これは、アドバイザーの稲垣さんという方ですか、地域にかかわる都会の方とそれを受け入れる地域の方、一人一人の声に耳を傾ける必要がある。こう講評されております。

人々の生活レベルに密着した関係人口事業を考えることについては、関係人口の取り組みは、20年、30年かけてやっと成果が見える取り組みであり、目立たないながらも既に地域を支えている地域外の方々が今後も継続的に地域とのかかわり合いを続けられるような仕組みづくりが必要であると。

こんな講評をされておるわけですが、今後の取り組みとして関係人口を進めていく上で、例えば郡上市内、郡上の市役所の中に関係案内所を設けるとか、そういった関係人口の方の入り口を広く緩く。それから、また関係人口の方々の役割を掲示する。それを受け入れる地域の組織。

何よりもそういった郡上市にかかわることを自分のことにしてまた多くの人とつながりを持っていく、そんなことも必要だと思いますけれども、そういったことも踏まえて、向こうでやられていることは、ある程度、総務省のホームページに載っているんですが、郡上市内で郡上市民の中でやることということについてはどういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） お答えいたします。

郡上市民の方がいろんな場面で、地域づくり団体等の方は特にそうなんですけども、地域の活動というものを自分たちの主体的な取り組みとして行っている、そういった場面はたくさんございます。

関係人口となる方、都市部の方がそこに共感されて、足を運んで地域のコミュニティの維持とか継続にかかわっているという事例がたくさん生まれておりますので、そうした面におきまして、市としても、地域づくり、特に現場の動きというものに注目して、そこを支援するような取り組み、それが活発化することで関係人口も多く生まれてくるということを思っておりますので、そうした側面にも注目しながら継続的に地域づくりの支援を行っていきたいというふうに思っております。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

郡上市は、さまざまなイベントをなされておるわけです。グリーンツーリズムもあります。先回、6月に一般質問をしましたヘルスツーリズムのこともそうですけれども、和良の蛍もそうです。郡上おどりはもちろん、スキー場、いろんな中で地域の方々が活躍してみえる場面というのはあるわけです。そういったものを継続的にもっと、うまく言えませんが、大きな場にしていけることができたかなという思いがします。

こういった関係人口の話調べていくと、私は、昔好きだった物語『都会のネズミと田舎のネズミ』、イソップ物語ですかね、田舎のネズミは都会のネズミに都会はいいぞと言われて行ったけども、散々な目に遭って田舎へ帰ってくるというあのネズミの話がいつも思い出すんですけども、今まさに、都会に憧れて行ったとか都会からまた田舎のほうのよさを見出す、そんな、先ほどの本じゃありませんが、『ぼくらは地方で幸せを見つける』、こういった大きな流れができていますので、そういったことにつきまして、そういった目で今後の郡上市のあり方を探っていただけるとありがたいなと思います。

6月に一般質問しましたヘルスツーリズムにつきましては、これは、もとはといえば、皆さん御存じの『アルプスの少女ハイジ』の物語、フランクフルトで病気になったクララという少女がアルプスへ来て健康になっていく。あの物語みたいなことが郡上市でもできないかなという思いでヘルスツーリズムを提案させていただいたわけですが、郡上市には限りない可能性があると思っております。

自然もあります。いろんな人々の心の温かさもありますので、そういったものを武器に、もちろん観光立市といった面も必要かもしれませんが、心のふるさとである郡上市といった面を前

面に押し出して、今後の郡上市、郡上市民は何より楽しむことが必要なんですけれども、そういった郡上市になっていくといいなと思っています。

いつも市長が言ってみえます「ずっと郡上 もっと郡上」のキャッチフレーズではありませんが、そういった関係で関係人口についても郡上市民を挙げて都会との関係人口を築いていけたらと思いますが、市長さんのほうで何かこれについては御意見がありましたらお伺いしておきたいと思えます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思えますが、今日、地方が迎えている人口問題というのは、武藤議員がおっしゃったように、なかなか日本全体の人口がふえない、ゼロサムゲームというよりはマイナスサムゲームという、総和がどんどん減っていく中でさらに取り合いをしているという厳しい状況であろうかと思えます。

そういう中で、いわゆる移住・定住というようなこと、あるいは観光等を初めとした交流人口の獲得というようなことがずっと言われてきたわけですが、最近、今、お話のございました関係人口というような概念が出てきたわけですが、これは、しかし考えてみると別に関係人口というのはどうに昔からあった話で、それを今行政用語として、そういう移住・定住人口でもないし、交流人口でもない関係人口というようなことで着目して、そういう言葉のもとにそういう取り組みもしっかりやっていこうじゃないかという動きだろうというふうに思っております。

私たちはそうした取り組みを既に進めているということだと思えますが、市民の皆さんにとってもそういうことかということをおわかっていただいて、それだったら自分たちが今までこういう方とつくっている関係がまさに関係人口なんだなというふうに思っていたら、また意識的にそういう関係を持てる人たちをたくさんつくっていく。

そして、大事なことは、関係人口、関係人口といっても、濃淡と申しますか、そこで実質的にどんなものが生み出せるかという問題があると思えますので、そうしたことでいい成果が出るような取り組みをしたいと思えます。

先ほどいろいろ示唆をいただきましたが、まだまだ、そういった意味では、関係人口を開拓し、そうした方を十分把握して十分活躍してもらおうというには少しまだ取り組みが薄いかという感じもいたしますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思えます。

先ほどのイソップ物語でいえば、田舎のネズミが都会へ出て行って散々な目に遭って帰ってきたというだけでなく、都会のネズミに田舎のよさを知っていただいて、あるいは理解していただき、田舎に対しても、みずからの生きがいや生きる価値としてもそういういろんな活動をしていただくという形で田舎のネズミが都会へ行ってもまた田舎へ帰ってきたと。

やっぱり田舎はいいなということだけではなしに、都会のネズミさんたちも、いわば居を移すわ

けではないけれども、郡上というところはいいところだと。あるいは、郡上のために何とかしたいということではしばしば訪れていただいて、あるいは、別に訪れていただかなくても、東京で、都会で知恵を貸していただく、あるいはいろんな人脈を紹介していただくというような活動をしていただいても結構なわけで、そういう意味のよい関係をつくっていければというふうに考えております。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

都会のネズミも田舎に来ていただくといいんですけど。こういった関係人口もそうです。移住・定住についてもそうなんですけども、一つだけ危惧することがあるんです。みんな、いい人が来てくればいいんですけども、郡上にとって迷惑な人というのは、移住ももちろんそうですし、関係人口の中でも来てほしくない人が来てくれると困るわけです、実際のところ。

いい面ばかりでもないんですけど、そういったことについてはどういう対応をされるつもりなのか。ここは非常に難しい問題だと思いますけれども、来る人拒まずでいくのか。来てもらって困る人もないことはないんじゃないかなど。今後、あると思いますが、そういった対策というのはどう考えてみえるか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

地域が望まない人というか、そういう対応ということでございますが、郡上市のような地方と都市部住民とのかわり方は、関係人口というキーワードでひも解きますと、移住や定住をするといったことが絶対条件ではなくて、かわり方の階段ごとにいろんなスタイルが存在するというふうに思っています。

その意味で、議員がおっしゃるように地域で必ずしも望んでいない人が関係人口となる場面がふえてくるということも危惧されると思います。地域がどういう人を受け入れるかということについては、それぞれの活動とか、それから考え方によって多少の差異はあると思いますが、地域にかかわってほしくないといって完全に排除することは困難であると思っておりますし、直接的な対応は難しいというふうに考えております。

これまで市内で関係人口を生み出している地域とか団体からこうした声は届いておりませんが、今後、関係人口がふえていく中におきましては、関係人口の量的な部分だけではなくて、関係性のあり方であるとか関係の思いの強さ、また多様性や継続性といった側面の把握も必要かというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

非常に難しい問題だと思いますけれども、人口減少が理由でなくなってしまった地域の芸能とか伝統文化的なものが関係人口によって復活していくということも今後考えられると思いますので、そういったことも踏まえて関係人口が郡上市の発展に寄与してくれるといいなど。それが一番のメリットになってくるんじゃないかなと。

人口減少が理由でなくなってしまったものがまた復活できるといったことも今後はあると思いますので、そういったことも踏まえて関係人口の対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。公共施設適正化についてであります。

現在の状況を教えていただきたいんですが、市では公共施設の適正化を目指して公共施設適正配置計画の策定を進めてみえると思いますが、以前の市の説明では、この計画は平成30年度末の制定を目指していて、ワークショップも何回か開催され、丁寧に市民の意見を伺いながら進めると。予算も繰り越して、重ねて、ことしの5月ごろに策定を行うということであったと伺っておりますが、もう9月に入っています。

そろそろ計画案が示されてもいいのではないかと思います。現在のところ、私たちには特に動きが見えない部分もあります。それで、公共施設の適正化計画の進捗について、また、これまでの主な取り組みを含め、現在、どのような状況であるかを伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答え申し上げます。

公共施設適正配置計画に関しましては、申されたとおり、当初は平成29年度、30年度の2カ年で策定する予定としておりましたが、市民の皆さんへの説明の機会を多く設け、また御意見をより丁寧にお聞きするという事で時間をいただきたいという理由によりまして予算の繰り越しとともに計画の策定を本年度半ばごろまでに延長させていただくということとしておりました。

取り組みの経過といたしましては、昨年8月下旬から12月末までの間に7つの地域におきまして市民ワークショップを計27回開催いたしました。対象といたしました施設は、市民会館、生涯学習センター、体育館といった子どもから高齢者の方まで幅広く利用される施設に加えまして、現在、各地域で課題となっている公共施設、また地域の拠点と言われる小中学校の学校教育以外での活用方法という切り口で議論いただきますよう小中学校施設につきましても検討対象といたしたところでございます。

それぞれの検討過程や市民の皆さんからの御意見の概要につきましては、昨年度の広報郡上11月号、12月号及び2月号に概要を掲載させていただき、市民の皆さんに広くお知らせさせていただいたところでございますが、検討対象とした施設の分野におきましては、廃止も含めまして個々の施

設の具体的な方向性にも踏み込んだ中で議論を行いまして、参加された市民の皆さんからはおおむね同意をいただいたというふうに受けとめているところでございます。

また、ワークショップとは別に市が設置します公共施設適正配置計画検討会議というのを設けております。この検討会議には、議会を代表され、総務常任委員長さんにも委員として加わっていただいておりますが、昨年度はワークショップのほうを中心に意見聴取をさせていただくということでしたので、本検討会議は、3月末に1回、経過報告という形で実施したのみではございますけれども、本年度から本格的に計画書案の検討に入っております、5月から8月まで毎月1回、計4回の開催をしております。

特に5月から7月までの3回につきましては、社会教育施設、行政施設、体育館、保健福祉施設、観光保養施設など、各分野の個々の施設の現状と課題、評価と分析、継続や統合、譲渡、廃止などの具体的な方向性ととも今後の対応スケジュール案などをまとめました計画書案として市がお示しし、委員の皆様よりさまざまな御意見をいただいたところでございます。

また、先般、開催しました第4回の検討会議では、全体的な計画の構成とともにこれまでの検討の結果と委員さんからの御意見を踏まえまして委員会から市へ提出いただく提言書の内容について御検討いただいたところでございます。

この検討会議にお示した計画案につきましては、これまで各施設の所管課が実施しました施設評価の結果とその結果をもとに今後の方向性をまとめました公共施設適正配置シナリオ案をもとに、担当課が、企画課ですけれども、も調整したもので、この計画案の作成に当たりましては客観性及び実現性が必要であるというふうに思いましたので、公共施設の適正化に見識がございます外部の人材を公共施設アドバイザーとして委嘱しまして指導をお願いしているところでございます。

このように昨年度は市民の皆さんとの意見交換や協議・検討を中心に計画の内容づくりを行いまして、それから本年度の上半期から現在までにかけては協議・検討結果の反映を含めた計画書案づくりを進めているところでございます。

ただし、建築物系の公共施設の数には市全体で約570施設ございます。地区集会所など今後の方向性が明確なものや普通財産等に仕分けられる施設を除きましても約360施設というほどございますが、その方向性と対応スケジュール等を示す必要がございますので、現段階では全ての対象施設が計画書案の形には至っていないのが現状でございます。

また、本市の公共施設で多くの面積を占める学校施設のあり方につきましても、相応の考慮を行い、計画書案を策定しなければなりません。教育委員会における協議検討によりまして一定の方向性がようやく定まったというところでもございますので、今後はこれを踏まえまして関係する他の施設の調整を行う必要がございます。

したがいまして、大変恐縮ではございますが、おおむね9月から10月ごろをめどとしておりまし

た計画書案の策定完了につきましては、もう少し時間の猶予をいただきまして、現段階としましては年内を目標に市としての計画案をまとめる方向で進めておりますので、御理解賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

るる御説明いただきましたが、実際、私たちですが、適正化計画、平成28年度末に管理計画が策定されまして、2046年度までの30年間で公共施設の総量を延べ床面積ベースで34%削減することという衝撃的な計画が発表された。

今後、先ほども言いました進むであろう人口減少や市の財政状況を考えると削減はやむを得ないという共通の理解を市民の方も持たれたと思いますが、3分の1を削減ということで数値化されたことで非常に市民の方にインパクトを与えたわけです。

もちろん危機感も持たれたんですが、一方で、現状、最近、いろんな、箱物と言ったらおかしいですけど、大規模施設が建設されております。そういったことにつきまして市民の方々から我々にもいろんな意見が出てくるんです。削減と言っているながら新たな施設が建設されている現状を市民の皆様はどういった形で私たちも答えたらいいのかなど。

予算を審議する議決の立場として、市長さんが言われたように市として必要なものだから建設していくということや合併特例債のあるうちにこういったものに特化しているということをお答えしている状態ではありますが、市として今後どう具体的に公共施設の適正化を進めるのか、見通しがどうか、そういったことを市民の方々にお知らせすることは重要であり、これこそが策定中の公共施設適正配置計画であると私は思いますが、もう少し市民にわかりやすく、今の現状の段階で、今、説明いただきましたけれども、わかってみえない方が多く見える。

そういった市民の方々にとり少しく情報を与える必要があると思いますが、そういったことにつきましての御見解を伺っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 公共施設等総合管理計画における設置目的と必要性の明確化では、施設分野ごとに公共施設が果たす役割を整理し、保有の必要性を明確にすることとしております。

一方で、機能を重視した施設配置の適正化では、公共施設等は必要な公共サービスの提供の手段の一つであり、複合化や多機能化、集約化を基本として、単に建てかえを選択しないこととしております。

新たな施設を設置しようとする場合におきましても、原則として、このような基本的な考え方に

基づき、市として必要な施設が既存施設で代替できないか、あるいは複合化や多機能化などで設置できないかなど精査しまして、庁内での議論を経て新たに設置する必要があると判断した場合にはこの必要性をお示しした上で予算審議や議案審議等を経て進めておるところでございます。

こういった既存施設の廃止を伴う計画案の検討過程を振り返ってみますと、施設の現状と課題、施設そのものの状態、施設が果たす機能、管理運営の効率化あるいは小さな拠点とネットワークを踏まえたまちづくりへの影響などについて詳細に説明を行いまして、御利用の有無にかかわらず市民の皆さんに丁寧に意見交換や議論を進めてまいりました。

今後も、新設あるいは大きな改修等の必要が生じた場合につきましては、市民の皆さんに御理解いただくためにも多様な御意見をお聞きしながら検討を進めていくよう努めてまいりたいと考えております。

ただいまの計画案の策定の今後の見通しということで、具体的な今後のプロセスを申し上げますと、内部的業務としまして、1つ目は、各施設分野及びこれに含まれる個々の施設一つ一つの方向性をまとめまして、施設分類別の適正配置計画案を作成いたします。

2つ目は、その方向性に基づきまして当面の10年間で早急に対応が必要な施設である重点施設をまた抽出いたします。

3つ目は、重点施設の方向性と対応スケジュールとともに、その施設が配置されている地域において影響を受ける他の施設との複合化また集約化あるいは転用等を含めましてエリアごとの再編計画案を作成いたします。

4つ目は、施設分類別の適正配置計画案とそのエリアごとの再編計画案の整合性を図りまして全体計画案を策定するということとなります。また、市民の皆さんへの周知としましては、一つは、引き続き2回程度の検討会議を開催いたしまして、その検討会議からは提言書を提出いただくこととしております。

そして、もう一つは、その提言書を踏まえまして必要に応じて計画案の修正を行いたいと思いますし、また、できた計画案につきましては、多くの市民の皆さんからの御意見をお伺いするために、通常のパブリックコメントに加えまして、シンポジウムなどの公開のパブリックコメントといえますか、そういったものを実施してまいりたいと考えております。

こういったことのプロセスを踏んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 我々が議員として執行部のほうからいろいろ御説明を受け取るわけですが、市民の方々にとりましては、公共施設を削減しなきゃならないのになぜこんなことをしているんだということは往々にして発言されます。特に八幡町の場合はやたらと箱物ができているん

です。

その中で、一つ、予定外だったと言ったらおかしいですけども、ある程度のことはわかっておったんですけども、一つは越前屋の改築が加わったということで、また、この前も大分、議会で議論されましたが、まちなみ交流館との違いは何だということが市民の方々には非常にわかりづらい面があって、もちろん伝建地区でつくることでもありますので全く使用目的が違うと思うんですけども、そういったことを市民の方々に今後ともしっかりと説明されて、理解していただくよう努めていただきたいと思います。

そういうことをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、最初にお断り申し上げますが、通告の中で大きく2番のほうの八幡・白鳥間の徹夜の踊りのときの連絡バスにつきましては、初日の最初のころ、8番議員のほうから質問がございましたので、同様の、私のほうは省かせていただきますが、よろしく願いいたします。せっかく答弁を御準備いただいたと思いますが、どうかよろしく願いします。

それでは、1番につきまして、まず我が郡上市の選挙のあり方、選挙制度というと国のレベルになりますので選挙のあり方ということで、大きく3項目ほど、中には細かい項目もありますけども、質問をさせていただきます。

昨年、郡上市にとっては、大変、大きな変革といえますか、選挙の投票所の削減がございました。どこかでこれはどういう影響があったのかという検証をしておかなきゃならないと。そういうことで取り上げさせていただいたわけです。

投票所の削減というのは、当然ながら大勢の職員が要りますし、投票所では、職員の数、それから経費も大変なことになります。そういうことで大変厳しい状況があったがゆえにこの削減が行われたということは重々承知しておりますが、ただ選挙というのは民主主義のスタートだと思います。

大変、重要な政治的行為になるわけですが、その選挙がどういうふうに行われるかというのは実は大変重要な問題がございまして、そういう意味からも投票所削減は重大な問題をはらんでいると思うんですが、その結果がどうであったかで検討を要すると思います。

そこで質問ですが、最初に4項目立て続けに質問させていただきますので、一つよろしく願い

します。

前回、7月の参議院議員選挙は削減後最初の選挙だったわけですが、その投票率、その他、郡上市における選挙の投票行動についてどう変わったのか、以前と比べてどうであったのかというのをまずお聞きしたいと思います。

2つ目に、みずから移動手段をお持ちでない、例えば高齢者の方、実際は車とか自動車、自家用車の件ですが、あるいは学生や一部生徒も加わります。あるいは身体に障がいをお持ちの方などはこれにどう対応されておったのだろうか、もし調べてみえましたら教えていただきたい。

それから、いろいろと市民からも声が出ているかと思いますが、削減について。そういう市民の声もありましたらぜひとも教えていただきたいと思います。

そして、こういういろんな問題が想定されるがゆえに臨時の期日前投票所を設けられたわけですが、この設置の状況運営の状況あるいは成果はどうであったのか、以上4点にわたってよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） それでは、野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局書記長 乾松幸君。

○選挙管理委員会事務局書記長（乾 松幸君） それでは、私のほうから、まず市の投票率の変化という御質問でしたので、議長の許可をいただいておりますので、グラフをつくってまいりましたので、よろしく願いします。

こちらのほうになりますけれども、平成16年の合併以後に執行されました国政選挙の投票率でございます。上の表になりますけれども、こちらが衆議院議員の小選挙区での投票結果でございます。

投票率が一番高いのは、平成17年に執行されました選挙でございますが、83.49%。一番上の青いのが郡上市で、2番目の赤いのが岐阜県、一番下の緑が全国ということになっております。平成26年の67.40%というのが一番低い結果になっております。

それから、下のグラフになりますけれども、こちらが参議院議員の通常選挙の選挙区での投票結果でございます。投票率が一番高いのは、こちらの19年の77.88%。それから、一番低いのは平成25年の68.57%ということになっています。今回の参議院議員の通常選挙は70.49%ということでございます。合併後に行われた11回の国政選挙の中では3番目に低い結果となっています。

ただし、今回の選挙の全国の投票率でございますが、ここにあるように、48.8%ということで、前回よりも5.9ポイント、それから赤いのは岐阜県なんですけれども、岐阜県でも6.7ポイント低くなっております。

郡上市はどうかといいますと、1.4ポイントの低下にとどまっているということで、全国や岐阜県に比べたら低くはなっておるんですけれども、それほど差はなかったということでございます。

見ていただいたとおり、市の投票率は全国の投票率の増減と同じ傾向が見られております。時の

選挙の関心度などによって投票率というのは変化があるというふうに思っています。

以上です。

それから、2つ目の投票所の廃止に伴います移動手段、弱者に与えた影響についてでございますが、特に調査は行っておりませんので、今回の参議院議員選挙の年代別の投票率につきまして少し報告させていただきたいと思えます。

10代が40.92%、20代が49.18%、30代が67.31%、40代が75.53%、50代が81.51%、60代が82.65%、70代以上が65.02%ということで、10代、20代の若年層の投票率が低い結果ということになっています。

投票所の削減でございますけれども、これまで近くにあった投票所が遠方になったということで新たな投票所までの移動手段の確保ということは必要になったということは少なからず投票率に影響があったとは考えております。

ただし、見直し前であっても全ての選挙人の近くに投票所があったわけではございませんので、車を使わずに行けたという方というのは数としては限定的でないかというふうに思っています。

今回の選挙では、期日前投票所を利用された方が、直近の国政選挙である平成29年度の衆議院選挙と比較しますと、有権者は減少しておる中でございますが、市全体で199人減っております。

一方でございますが、投票所を廃止した旧投票区でございますが、こちらのほうは前回より478人増加しておるといってございまして、こういうようなことから、移動手段、弱者の方も御家族などの支援者の協力によりまして期日前投票所を利用されたのではないかというふうに思っています。

それから、3つ目の見直しに伴います市民の御意見はということでございますが、こちらにつきましては、否定的な御意見も含めまして、一応、各振興事務所また市の選挙管理委員会事務局にも何も届いていないというのが現状でございます。

ただし、新しい投票所の場所を確認されるという問い合わせが数件ございましたので、次回の選挙の際には新しい投票所の周知については努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、4つ目の臨時期日前投票所でございますけれども、これは投票所の廃止に伴います代替措置として開設させていただきました。この投票所でございますが、見直しによる利便性の低下を緩和するというので、廃止しました投票区での大半の集落が新しい投票所からおおむね3キロ以上となる場合の12の旧投票区におきまして、投票日前日の7月20日土曜日に1カ所当たり3時間、開設させていただいたというものでございます。

12の旧投票区の臨時期日前投票所の利用者でございますけれども、合計で205人でありました。投票率にいたしますと平均で9.83%ということでございます。この12の旧投票区の投票状況でござい

ますが、最終の投票率が平均で69.65%ということでございます。

これらの投票された方全体でいいますと、選挙当日でございますが、7月の21日に投票された方というのは12.25%でございましたので、差し引きいたしますと87.75%の方が不在者投票もしくは期日前投票をされたということとなっております。

結果論でございますけれども、廃止した投票区におかれましては期日前投票所を有効に御活用いただいたのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 詳細な資料を準備していただきまして、ありがとうございます。

今の御説明の中で、世代別投票率という、これにはこれから考えなければならない課題がたくさんあるかと思いますが、おおむね投票所削減については大きな問題もなく順調に執行されていったのではないかとこのようなイメージを持ちますが、そうした削減によって、どれだけ、例えば経費が削減できたのか、あるいは職員数はどれだけ減らすことができたのかということも一方では重要な問題かと思えます。

それから、あわせて今の投票率の問題を含めて今後改善すべきところがあれば教えていただきたいと思えます。お願いします。

○議長(兼山悌孝君) 選挙管理委員会事務局書記長 乾松幸君。

○選挙管理委員会事務局書記長(乾松幸君) 2点御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、投票区の見直しによる効果につきましてでございますが、大きく3つあると思っております。

1つ目は、行政改革の一環に伴いまして職員が減少しているわけでございますが、そういった中で投票所の減によりまして削減された職員数でも適正に選挙が執行できる体制になったということでございます。

それから、2つ目でございますが、選挙当日の職員数にある程度の余剰ができたということがございます。このことによって、万が一でございますが、例えば選挙日当日に有事が発生した場合でもある一定の危機管理体制の確保が可能となったというふうに思っております。

ちなみにですが、平成28年度の参議院議員では、職員数ですけれども、282人、一応、選挙の事務に従事しておりますが、今回の選挙でございますけれども、参議院議員選挙では193名でできたということでございますので、89人削減できたということでございます。これによってある一定の危機管理体制の確保というものができたということでございます。

それから、3つ目でございますが、議員の御質問にありましたとおりでございますが、投票管理者でありますとか立会人の報酬、それから投票事務従事者の時間外手当、それから投票所の経費な

ど、そういったものを含めまして選挙に要する経費というのは、約500万円ほど、節約というか、削減することができました。これらのことによりまして見直しの目的というのはある程度達成できたことというふうに考えております。

ちなみにでございますけれども、平成28年度の参議院議員の決算額でございますけれども、3,279万1,729円、約3,280万円ほどでございますし、ことしの参議院議員選挙は、これは決算見込みでございますが、3,687万円ほどということでございます。ということですので、よろしくお願いいたします。

それから、今後の改善点といたしましてでございますが、今回の投票結果を踏まえまして、若年層の投票率が低いということでございます。先ほど議員からも御指摘がございましたけれども、そういった中で、今も郡上高等学校では2年生を対象にしておりましたし、郡上北高等学校では全校を対象にやっておったわけでございますけれども、こういった高校の協力を得まして主権者教育のほうには力を入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、選挙管理委員会といたしましても今回の投票体制が最終形であるという認識はございません。今回の選挙執行体制の見直し結果をこれからももう少し検証させていただき、また課題を整理しながらさらなる適正な選挙の執行体制の確立というものを今後も図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) さるなる改善といえますか、いろいろ課題もまだあるようですので、よろしく御努力をお願いしたいと思います。

第2点目に参りますが、期日前投票を中心として、投票済証明書が、交付されると言ったらいいのか、渡されると言ったらいいのか、いただけると言ったらいいのか、いろいろ表現がありますが、この投票済証明書、以下、証明書と言いますが、証明書は市民からするとかなり疑問の点がいろいろと聞こえてまいりました。

「何であんなもんがあるんや」とか「あれは何に使うんや。集めると何かいいことあるんか」だったり、そんなような声も結構あるわけです。と同時に、一方「であったらもらえんかな」なんていうのも聞こえてくるわけです。その証明書について、まず次のような質問をさせていただきます。

第1点目ですが、戦前も、調べてみるとあったと、投票済証明書が。玄関にぺたっと張ったらしいです、戦前は。しかし、今現在、行われている証明書というのは我が郡上市ではいつごろからどのような理由で始まったのか。

2つ目に、証明というからには、どこかへ提出する、あるいは見せることになるわけです。それが証明ですから。市としては、一体、どこへ誰に証明することを想定されているのか。なかなか答

えにくいかもしれませんが。

そして、3つ目には、この証明書を交付するに当たって、一体、幾らの経費がかかるのか。

投票所を出るときに、いかがですかと言って、要りませんかと言われる積極的渡し方と言ったらいいのかな、こういう投票所もあるようですし、何もおっしゃらずにただ置いてあるだけ、欲しい者は持っていけというところもあるみたいなんです、市としてはその辺は統一的には考えてはいらっしゃらないのか。

以上4点、お尋ねします。

○議長（兼山悌孝君） 選挙管理委員会事務局書記長 乾松幸君。

○選挙管理委員会事務局書記長（乾 松幸君） それでは、まず投票済証明書の交付の時期でございますけれども、正確な実施時期であるとか理由というのは不明でございますので、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

この投票済証明書でございますが、一応、投票のあかしとして交付されるものであります。公職選挙法に特段の規定はございません。この投票済証明書の交付につきましては選挙管理委員会の判断に委ねられておるといことでございます。郡上市におきます投票済み証明書の交付につきましては、投票された方からの要望に対して交付させていただいておるといのが現状でございます。

2つ目のどこへ提出することを想定しているのかという御質問でございますが、選挙管理委員会といたしましては証明の提出先を特に想定はしておりません。

そうは言いつつ、新聞報道などでは、選挙権の行使の証明として会社等への勤務先に提出するケースがあるでありますとか、それから商店街などで投票済証明書を持参した方に対して割引サービスを行うようなケースがあるというような場合であるとか、政党であるとか労働組合など、支持者や組合員から組織的に証明書を回収して票固めに活用するケースなどがあるということは認識しております。

労働基準法の第7条によりますと「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない」とされておりまして、証明書というのは、労働時間中に投票に行きたいという旨の申し出を行った場合にはそういった場合の労働者の方が選挙権を行使した場合の証明として利用されるということはあるというふうに思っています。

証明書の交付に係る経費でございますけれども、正確な交付枚数は把握しておりませんが、仮に期日前投票に来られた方全員に配付したと想定しますと、紙代でありますとか印刷の経費、これらを合わせますと、それでも2万6,000円程度ということでございます。これには、当然、渡すときの人件費的なものは考えておりませんが、あくまでも紙と印刷代だけということでございます。

それから、交付方法につきましては、郡上市の場合は投票後に投票管理者もしくは事務従事者か

ら手渡すということにしておりますので、勝手に自由に持ち帰られるような対応はいたしておりませんので、その辺は、一応、統一させていただいておるといことでございますので、よろしくお願いたします。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 証明の証明先といいますか、今、労基法のお話がありましたけども、投票日はほとんど日曜日ですので、日曜日に仕事なり勤務がある方ももちろんいらっしゃいます。

それから、期日前投票はその前に1週間の投票期間ですが、勤務時間中にそれを要求して投票に行く人は一体どれくらいいらっしゃるのか、現実的に。公選法は、当然、保障していますけど。そう考えると、実際のところは建前とはちょっと違うような気もいたしますが。ただ、実態は統計はございませんので、わかりませんけど。

私は、この前、参議院選で開票立会人というのをさせていただいたんですが、大変驚きましたのは無効投票の多さでありました。市全体で860票ほど無効投票があったわけですけども、その驚いた要因というのは無効の内容です。

例えば、政党名や候補者名の書き間違い、判定不能という無効は大いにあるかと思いますが、それは想定できるんです。しかし、ええと驚いたのは白紙の無効なんです。これが大変多かった。白紙に類する、ただ線を引っ張っているとか、ぼつが打ってあるとか、チェックを入れてあるとか、記号だけというのも随分ありました。

これは、考えていますと、わざわざ白紙を投票するために投票所に出向いていくなんていう人はいらっしゃいますか。普通なら棄権されると思うんです。ですから、投票の当てもない、候補者もよくわからない、そもそも行かないつもりだった人が行ってしまった。行かされた。こういう想定ができるわけですけど。この証明書というのは、そういう括弧つきの効果もあるようです。

そういう意味で、証明書について、先ほど答弁にもありましたように、実態は、各いろんな団体、政治団体や宗教団体あるいは業界団体もあると思います。これらのところの集票行為といいますか、票固めということ。

先ほどおっしゃいましたように、ある新聞の特集記事にもございましたと。ごらんになられた方もおありかと思いますが、その構造をイメージしてみますと、ちょうどピラミッドのような構造です。団体のトップから集票が指示される。ピラミッドの底部から、基盤からどんどん票が上がっていく。場合によってはピラミッドの地下までその力が及ぶ。こんな、私はイメージを持つわけです。

これが日本全国で行われている、選挙のたびに。私は異様な社会的現象だと思います。19世紀にイギリスで腐敗選挙というのが大問題になりまして、選挙法改正のきっかけになったようでしたが、私は現代の日本の腐敗選挙ではないかとさえ思います。

一方で、これを擁護する中では、よく言葉の中にも「そんなの断ればええやないか」と。「証明書をもたらってくるのは私は嫌です」。こんなことは実際言えません。上から来るんですから。「誰も候補者や政党名を書くわけじゃないからいいでないか」。実態は、そうではないですよ。いろんな形でそれは示唆されますから。

ですから、選挙が公正で自由であるという大前提を維持するには、この証明書は障がいであり、何らメリットはないと私は思います。早急にこれは廃止すべきである。

先ほど申されましたように法的な根拠は何もないわけですから、公選法には一行も書いてありませんので、まさにこれは市独自の政策といいますか、行為なんです。聞いてみますと、岐阜県は全ての自治体でやられていると。県境を越えて向こう側の福井県では全くない。これも、新聞報道では、約、全国では半数以下の自治体しかやっていない。四十数%でしたかね。過半数は実施していないわけでありませう。

福島県に、小さな村ですけども、西郷村という村がございます。福島県の一番南のほうだということですが、この村は人口2万人ぐらいの村なんです。投票証明書を発行していないんです。この村がなぜ発行しないかを掲げているんです。参考までに読ませていただきます。5項目あります。

公選法に規定がない。

2つ目、投票は個人の自由意思によってなされるべき。これを理由に不利益を受けることがあってはならない。

3点目、利益誘導や買収などに利用されるおそれ。この発行には賛否両論があり、半数以上の市町村において発行していない。商店などのサービスに絡むことがあるが、選挙啓発と営利活動は分けて行う必要がある。

私は物すごい説得力があると思いますが、いかがですか。これに私は反論することがまずできないような気がします。

それで、3つ目の質問に参りますが、期日前投票に行きますと、皆さん、行かれた方はもちろん全員やらされますのでわかりますが、宣誓書に署名をしなければなりません。選挙日当日には行けないという理由を5項目のうちから選んでチェックして署名をするというあの宣誓書です。

これは先ほどの公職選挙法に規定がありまして、48条の2というところにその理由が5つあるわけです。だから、チェックの欄には5項目あります。全部挙げると時間がないので手短かに言いますが、一つは職務もしくは業務で当日は行けんと。仕事があつて行けんということです。ただ、この場合、職務もしくは業務という言葉を使っているんです。すなわち、自分で勝手に仕事をつくるということは想定されていないです。どこかに勤務して行かなければならないとか。

2つ目です。用務または事故のため、旅行または滞在すること。私たちはよく当日は旅行があるからと言いますが、あのレジャー旅行はだめなんです、厳密にいうと。仕事で旅行に行く。例えば

出張です。あるいは事故。事故というのは事前にわかるものではないんですが、事故のためにそこにとどまらなきゃならない。よそへ。こういう規定なわけです。

3番目、病気やけがや妊娠あるいはお年寄りが。それだけではだめなんです。歩行が困難な場合なんです。

以下は、離れ小島とかいろいろありますけども、省略しまして、厳密に考えたら、恐らく、不在者投票に、いわゆる期日前投票に該当する方はいらっしゃるんじゃないか。仕事でということもあるかもしれませんが、工夫すればいろいろとできますから。

こういう宣誓書を書かなければならんということは、端的に言いますと、言葉は余りよろしくないかもしれませんが、国民市民にうそを強要していることになります。期日前でそれにどこかチェックを入れなければやらせてもらえないんですから。しかも該当しないんですから。うそをつけたということになってしまうんです。嫌ならば期日前はやめなさいということ。

これは、公選法で、今は期日前と言うけども、昔は不在者投票と言っていたころのそのままですよ、御存じのとおり。これがいまだに残っており、その乖離が大きな矛盾になっているんです。

マルクスはよく言いました。いきなりマルクスでごめんなさい。量的拡大が質的変化をもたらすと。「量がふえていけば、やがて仕組みは変わるんや。変えなければならんや」と。

不在者投票がどんどんふえていって期日前投票という仕組みに変わっていき、多くの人が、さっきありました8割以上のところで期日前に行かれると。そこでみんながうそをつかなきゃならんような状態というのは明らかにおかしいです。

これは法ですから、当然ながら市独自で変えるわけにはいかんし、やめるわけにもいかない。公選法の規定を改正するしかございません。ただ、公選法はいまだに投票所・投票日主義をとっていますので、国は余り変えるつもりはないみたいなんです。議論はあるみたいですけど。

こういうことからすると、現場でこういう悩みがあるんやと。国民意識を形成するについて建前と事実が違ようなことを強要するのは許されんということは私は自治体から声を上げてほしいと思うんです。でなかったら誰が上げるのか。自治体はそういう責任があると思うんです。こういうのを変えてくれと。

これは、投票日という1日の指定から期日前投票を全部含めていわゆる投票期間というのを設けるべき事態になっているんですが、そうするとその他にいろんな影響が及ぶことがもちろんあります。公示期間とか選挙運動のあり方とか、いろいろ影響が及ぶかもしれませんが、それでも変えなきゃならんとは私は思うんです。

どうか郡上市からこの改正を促すような声を上げていただきたいと思います。これはぜひとも市長さんに御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたします。

最初に申し上げておきたいと思いますが、選挙行政というのは、野田議員も十分御承知のように独立の執行機関である選挙管理委員会の所管するところでございますので、私が、余り、いわゆる行政という立場から物を申すということについてはいささか出過ぎた点があるかというふうに思いますので、むしろ、私も、感想といいますか、所感という意味で申し上げたいと思います。

まさに野田議員がおっしゃったように、現在の公職選挙法は、先ほどもお話がございましたように一定の選挙を執行していくには構造が考えられているわけです。

公示日とか告示日というのがあって、それで初めて当該選挙に立候補する人は立候補の届け出をして、受理されれば、それから、それぞれ選挙の種類によって与えられた一定の期間、運動をして、活動をして、そして有権者である国民、住民もその間にじっくり考えて一定の決められた日に投票するという形で、先ほどおっしゃいました公職選挙法の第44条の第1項に「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」というふうに書いてございまして、あくまでもこういう原則的な一定の選挙を執行する構造が組み立てられております。

しかしながら、その例外措置という形で、先ほどおっしゃいました古くは不在者投票という制度があり、かつ、これは平成に入ってからでございますけれども、期日前投票という形で公示または告示日の翌日から選挙日の前日までの間に期日前投票ということをすることができるということであり、その期日前投票をすることができるのは今詳述されました一定の公職選挙法の48条の2に掲げられたいわば一定の事由があること、理由があることということで初めて認めるという建前といえますか、そういう法の仕組みになっているということでございます。

そして、そういう事由に該当するということについて、選挙人は、投票者は「こういうことであることに間違いございません。こういう理由があります」ということを申し立てて、そしてそれが真正であることの宣誓書を出してくださいというのが公職選挙法の施行令のほうで書いてあるということございまして、全て法令に基づいて行われているということでもあります。

ただ、大変潔癖な方は良心の呵責にさいなまれるというようなことがあるかもしれませんが、法文上も、人間のことでですから、当日、これこれの理由でいけないかもしれないということもあろうかと思えます。

法文がもし厳密に「こういう人でなければ絶対だめだ」ということで「後から結果も追跡するぞ」というようなことであれば「こういう事由に該当する者は」という書き方をしていると思いますが、「こういう事由に該当すると見込まれる場合は」と。見込みのある場合は申し立てて宣誓をするということになっております。多少、その辺は実態も考慮しながら法文も緩やかに規定しているのではないかというふうには思いますが、そういう中で行われていることでもあります。

ただ、根幹は、投票というのは一定の決められた投票日に行うという原則ということ崩さない

でいるということにあると思います。

野田議員がおっしゃるように、これから時代が、期日前投票が郡上市辺りでは主流になってしまっているというような量的変化ということからすれば、選挙の制度を、例えば投票日というのは、少なくとも正規の投票日を1日に限るのではなくて、もう少し、例えば幅を持った複数の投票日にして特段のそういう手続なしにやることも考えてもいいんじゃないかと。

これは国民のそうした世論が形成することであると思いますし、またこうした選挙の実務を担当している選挙管理委員会が国に対して具申すべきことではないかというふうに思っております。

個人としては私もいろいろ所感がありますが、そのようなことで今後も見守ってまいりたいというふうに思いますし、またいろいろ国の選挙行政に携わっている方々と会うこともございますのでそうした場合にはこうした地方にはこういう声があるよということはお話も申し上げたいと思います。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) よくわかりました。もちろん選挙管理委員会の業務と市の執行部は違いますので、ストレートに声を上げられることは特に肩書がついた中では難しいかもしれません。今後ともよろしく願いいたします。

繰り返しますが、いわゆる投票済証明書については市独自の判断で、もし岐阜県でトップを切ってこれを廃すれば市民も拍手喝采だと思います。ぜひ実現していただきたい。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

(午前10時53分)

---

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時07分)

---

○議長(兼山悌孝君) まず、選挙管理委員会の事務局書記長から発言を求められておりますので発言を許可いたします。

乾松幸君。

○選挙管理委員会事務局書記長(乾松幸君) 先ほどの野田議員の質問に対する回答の中で、平成28年度の参議院議員の選挙費用と、令和元年度参議院議員の決算見込みを報告させていただきました。数字は合ってはいるんですが、実は令和元年度の選挙管理費用の中に、備品購入で投票用紙の

自動交付機でありますとか、投票用紙の計数機を買わさせていただいております。こういった費用の方が850万円ほどかかっておりますので、さっき、決算額は増えておるのに500万円ほど節減できたと言いましたが、こういったことがございましたので、申し訳ございませんでした。説明が足りませんでした。

---

◇ 原 喜与美 君

○議長（兼山悌孝君） 3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2件用意いたしましたので、よろしく願いいたしたいと思えます。

まず、最初に郡上偕楽園の移転についてお伺いいたします。

現在の偕楽園は、皆さん方も御承知のように長良川沿いにありまして、洪水時には大変危険な立地条件となっております。また、施設そのものも、本館は昭和55年、新館は平成7年の建築で、本館はそのうち6割、新館が4割という建物でございまして、築24年から約40年経過しており、老朽化も進んでおります。

そうしたことから移転問題が浮上いたしまして、以前において同僚議員の質問に対し、市長は移転先は大和町地内とし、早い機会に検討したいと述べておられました。

近年の異常気象はほぼ常態化しておりまして、異常が日常的となっておりますように思われます。この先、いつ大きな被害を起こす想定外の自然現象また異常気象が発生するか、わかりません。

移転先の決定につきましては、地域の感情また利害関係などいろいろな問題があると思えますし、何より財源確保が大きな問題と思えますが、昨今の異常気象等を見ておりますと、早急に移転先を決定し、移転作業に入る必要性があると強く感じておるところであります。

そこで改めてお尋ね申し上げます。そうした状況下にあつて、市長のお考えをいま一度お聞きいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたします。

今、御指摘がございましたように、偕楽園の問題につきましては昨年の9月議会の一般質問におきまして答弁をさせていただきました。その要点は、今お話がございましたように、あの場所は水害ということを考えますとリスクの高いところでございますので、基本的に全面移転を考えると。

そして、その場所は、特別養護老人ホームの郡上市内の配置状況、あるいはここはデイサービス

も持っておりますが、そういうもの、そうしたことを考慮し、あるいは、現在、この特別養護老人ホームに勤めている職員の相当数が大和地域を中心とした地域の在住者であるというようなこともございますが、いろんなことを、想定といいますか、勘案いたしまして、その移転先は大和町地内にしたいと。

そして、さらに申し上げておりますのは、でき得るならば、今、公共施設の適正配置計画というものを検討しておりますので、そうした土地あるいは建物の有効活用、そういうようなことも踏まえて公共施設適正配置計画と絡めて、既に持っている市の土地や建物というものが活用できないかということ十分に考えていきたいということを申し上げました。この考え方は今も変わっておりません。

先ほどの御質問で、公共施設適正配置計画につきましては少し作業の完了がおくれておりますことをおわび申し上げますが、今、大詰めに来ておりますし、またその中で大きな要素を占めます学校の規模の適正化あるいは再編計画等々も教育委員会のほうでしっかり検討を進めておっていただいております。そうしたものを総合的に勘案しながら、できるだけ早く安全な場所への全面移転ということを進めてまいりたいと思っております。

しかし、基本的な考え方としまして、そうした新しい土地を求めてそこに新築するというのではないことを考えておりますので、そうしますと、もろもろのそうした既存の施設の再編・統合というような問題と絡みますので、そうした段取りを進めながらいくという形になりますので、例えば来年度からすぐ取りかかるとか再来年度から取りかかるとかということにはならないかもしれないと。

しかしながら、そうした全体のいろんな必要な施策を進めていく中で可能な限り早く安心なところにつくりたいというふうに思っているところでございます。

今、御指摘のように災害はいつ襲ってくるかわからないということがございますので、当然、事前にいろんな情報を把握しまして、風水害の場合は事前に安全な場所への避難というようなことをしてまいりたいと思えます。

それから、今あの場所でもし堤防から越流するというような形で長良川の水が流れ込むということも十分考えられるわけでありましてけれども、そうした場合に、一挙に、例えば入居者の安全を損なうような形で濁流や激流が流れ込まないようにということで、建物からおよそ80センチぐらいの高さまでの水の侵入しやすいところ。玄関であるとかいろんな通用口であるとか、そういったところに止水板といいますか、緊急の場合は少なくとも水の圧力を持ちこたえるような板といいますか、そういう装置を設置しておるところでございますので、そういった意味でも安全に配慮しているところでございます。

いずれにしても、御質問で明確に何年度からかかるということは申し上げられないので申し

わけありませんが、そうしたいわばもろもろの要素を勘案する中で一種の多元連立方程式のようなものを解いていくような形の中で解決してまいりたいというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

今、市長さんからお話がございましたように、いろいろと準備がありますので来年とか再来年ということは御無理かとは思いましたが、事務局として逐次進めておられますことは大変ありがたいことですが、よろしく願いいたしたいと思います。

そこで、移転に伴っての施設の規模とか、またサービス内容などについてお伺いいたしたいと思います。

移転問題と同様に、偕楽園の運営状況について、収支面におきましては、毎年、どれだけかを一般財源より繰り入れているのが現状であります。もちろん収益を目的とした施設ではありませんが、市の財政も厳しい状況でございますので、少しでも市の財政を圧迫させないように努力する必要もあろうかと思えます。

また、市内には民間の法人がこうした施設を運営してみえますが、偕楽園を、指定管理、もしくは、いっそ民営化することについての検討などはされておられるのか。また、移転に伴って、建物の規模、それに伴うサービス内容の見直しなどについてお伺いいたしたいと思います。

現在の建物は約4,600平米であります。サービス内容は、養護老人ホームが50床、特別養護老人ホームが80床、ショートステイが20床であります。特養の80床はほぼ満床の利用ということになっておるようでございますが、養護につきましては50%程度の利用というふうにお聞きしております。

一方、将来的な人口問題については、高齢者は、ここ10年から20年がピークではなかろうかと思うわけでございます。その後は年々少なくなる傾向にあるかと思えます。

また、市内には社会福祉法人による運営の施設が多くございます。長期的ということですが、施設が過剰ぎみというのは大げさかもしれませんが、そういったおそれもあるのではないかということをお聞かせ願います。

そうした状況下にあつて、現在の規模より大きなものは必要ないと私は考えます。むしろ、縮小するのが賢明かと思われまます。

また、職員の体制につきましては、現在、正職員が40名、日々雇用が38名、パートを含め約90名の方が働いてみえたと聞いております。したがって、市内にとっては大きな雇用の場となっているのは確かでございます。

しかし、職員の方々にお聞きしますと年齢も実は高くなっており、この先の運営に一部の不安があるとお聞きいたしております。また、国の介護報酬も減額改定されるような状況でありまして、

なかなか安定しておりません。

そうした現状を踏まえまして、移転後の建物の規模及びサービス内容の見直し、または指定管理への移行等についてお伺いいたしたいと思います。最初に園長さんよりお伺いし、その後、市長さんよりお考えが聞ければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 郡上偕楽園長 松井良春君。

○郡上偕楽園長（松井良春君） それでは、お答えいたします。

郡上偕楽園は、特別養護老人ホームと養護老人ホーム、それにショートステイを併設した施設で、定員は議員が述べられたとおり合計で150名です。現在の利用状況ですが、先ほど議員も申されましたが、特別養護老人ホーム80床とショートステイの20床、これはほぼ満床状態になっています。ただ、養護老人ホームは入所者が24人で定員の半分程度となっています。

偕楽園の施設規模をどうするかは将来のサービス需要を見込みながら検討する必要がありますが、偕楽園一施設ではなく郡上市全体としてどうするのかといった視点が必要になります。

介護保険サービスである特別養護老人ホームやショートステイの必要量は市が3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で決められます。来年度、第8期の計画策定を行います。市全体のサービス需要の推計を踏まえて偕楽園の定員についても検討していきます。

ただ、現在の入所待機者の状況や高齢者人口の将来推計、特に要介護状態になるリスクが高まる85歳以上の人口がこの先も緩やかにふえることが予想されることから考えると、移転に際しては少なくとも現在の定員は維持する必要があると考えています。

次に、養護老人ホームについては、年々、入所者の数が減っています。これは、介護保険サービスが充実して在宅での生活が継続できるようになったことやさまざまな入所施設がふえてきたことなどが要因と考えられます。

また、養護老人ホームの入所者も高齢化して介護が必要になって特別養護老人ホームなどに移るケースもふえています。このような状況を考えると、現在は定員50人ですが、これについては見直す必要があると考えています。

次に施設の指定管理とか民営化についてですが、現在、市内には偕楽園のほかに社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームが3施設あります。特別養護老人ホームや養護老人ホームは法律の中で第一種社会福祉事業に位置づけられています。

第一種社会福祉事業というのは、利用者への影響が大きいので、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業であり、これを設置できるのは、自治体と地方独立行政法人、それに社会福祉法人に限っています。このことは、数ある介護施設の中で特別養護老人ホームや養護老人ホームのセーフティネットとしての役割が極めて高いことを意味します。

特別養護老人ホームや養護老人ホームの運営は、全国的には指定管理も含めて社会福祉法人が行

っているのが多い状況ですが、先ほど述べたセーフティネットの視点に立って、この先も郡上市の介護を守っていくにはどうするのか、これについては議員の指摘のあった財政のこととか指定管理などの運営形態も含めて十分に検討していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私からもお答えしたいと思いますが、まず最初に、先ほどの御答弁の中で、現在の偕楽園は特養と養護と、私はそのときデイサービスと言いましたが、ショートステイの誤りでございましたので、訂正させていただきます。

今、園長が答弁しましたように、偕楽園のあり方については、実際の需要とといいますか、そういうようなものを見て、的確な、全面移転をするときに施設内容にしていく必要があるかと思しますので、特に養護老人ホームの定員の見直しであるとかそうしたことは園長が申し上げたとおりでございます。相当数、これは調整しなければいけないというふうに思っております。

また、今後の運営形態でありますけれども、これも、答弁がありましたように、非常に、郡上市の高齢者、特に介護を受けなければならない方あるいはその家族にとっても重大な関心のあることでありまして、本当にセーフティネットとしての機能を果たしていかなければいけないというふうに思っております。

例えば、一般会計のほうからある程度の繰り出しをしておりますけれども、しからは指定管理になった場合にはまるっきり一般会計からの持ち出しがなくて済むのかというような問題もございまして、結局、どこで経費が削られるかというような話になりますと、今、確保難ということで非常に苦しんでおります職員の人件費等の削減とといいますか、そういうような形になってくるということになりますと、今、介護人材の処遇改善というようなこともありますと、本当にいわば一般行政からの持ち出しがないような方向を最優先に考えるべきものなのか、市民のセーフティネットということを重視して考えるべきかということであろうかというふうに思っています。

私自身の見解としては、郡上市立の偕楽園として特別養護老人ホーム等を持っているということは、行政の責務としてこれをしっかり果たしていく。そして、でき得れば市内のそうした特別養護老人ホーム等の取り組みの最先端に行くようなすぐれた取り組みをしていくということ、それをその他のところにも、口幅ったいですがけれども、示していくというような、そうした気概とそのため真剣な取り組みが必要なのではないかというふうに思っておりますので、私自身としては民営化あるいは指定管理者制度への移行ということは現在のところは考えておりません。ただ、将来的にいろんなことを考慮しなければいけないとは思っておるところでございます。

（3番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。

市長さんのお考えがよくわかりました。早期移転の関係については確かに喫緊の問題ではありますが、移転に伴っては、今、市長さんからもお話がございましたようにいろいろな問題をクリアしなければならないということで大変だと思いますが、重要なのは運営の内容またはサービスの内容等の見直しということでございますので、移転が決まりましたら、そういった点についてもしっかりと考慮された上で押し進めていただくことをお願いいたしまして、まずはこの質問は終わらせていただきます。次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問でございますが、市内各地域の自主防災組織の現状と活動状況についてお伺いしたいと思います。

質問の内容に入る前に、一昨日また昨日と同僚の議員の皆さんからもありましたが、今回の台風15号によります千葉県を初めとする多くの各県で被害を受けられました皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに一刻も早い復旧をお祈りする次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。昨年は台風や大雨など警報が頻繁に発令されまして、避難情報も出されたことから、何度も対象地域の皆様方には避難していただきました。市内では幸いにも人身にかかるような大きな被害がなかったということで安堵いたしておるところでございます。

災害のない日々を願っておりますが、ことしは過去に起きた大きな災害からいろいろな節目の年となっており、無事にこの一年が過ぎるのを願うばかりでございます。また、台風シーズンも今控えておりまして、災害の発生がないことを願っておるところでございます。

さて、市では各自治会において自主防災組織を立ち上げ、それぞれの地域で自治会を中心に防災意識の向上と減災に向けた取り組みを指導・実践しておられますが、各地域の自主防災組織の現状と活動状況についてまず最初にお尋ねいたします。担当部長、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、私のほうから自主防災組織の現状と活動状況について御回答させていただきます。

まず、郡上市の自主防災組織でございますが、自治会でありますとか、それから地区会を母体として構成されております。総数でいいますと213の自主防災会があるということでございます。組織率といたしましては100%でございます。

自主防災会の構成でございますが、各自治会または地区会に属する世帯員を会員としておりまして、役員といたしましては、会長、副会長、また防災部長であったり、各班長、女性連絡員など、そういった役職で構成されております。

中にはでございますが、防災士でありますとか、それから消防本部職員のOB、こういった方に

役員になっていただいている組織もございますが、基本的には自治会や地区会の役員の方が自主防災会の役員を兼ねられておるという状況になっております。

自主的な取り組みといたしましては、地域によって異なりますが、危険箇所の見回りでありますとか、それから防災設備の点検などを行っておられますし、特に毎年の防災期間、9月1日の防災の日を含む1週間でございますが、この期間に合わせまして市から防災訓練の実施を依頼しております。

そういった中で、各地区で避難訓練でありますとか安否確認や初期消火訓練といった訓練のほかには防火・消防設備また水利の点検といったことも実施していただいております。このことにつきましては、計画書を、毎年でございますが、提出していただき、また実績についても報告を受けておるということでございます。昨年度からでございますけれども、各自主防災会におきまして活動マニュアルの整備ということも進めておりますので、重ねてよろしく願いいたします。

あと、ほかでございますけれども、自主防災会が迅速・的確に活動できるよう、人材の育成を図ることを目的といたしまして郡上市自治会連合会主催の自主防災会育成研修会というものも開催しております。

今年度は郡上土木事務所長の棚瀬さまを講師にお迎えして、土砂災害の特性、それから気象情報と避難情報、避難所運営についてということテーマに、講演会でございますけれども、7月の29日に北部地域で行いましたし、8月6日には南部地域でそれぞれ開催していただいております。

地域における災害リスクでありますとか、それから早目の避難や事前の備えの重要性、また危険を回避するための情報の入手方法といった自助に関する理解を深めていただくために、避難者みずからが避難生活の運営の主体であるという、また共助の取り組み、こういったことについて再認識していただけたというふうに思っています。

今後こうした研修会を通じまして自助や共助の意識を醸成していただけるように支援してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

ほとんどの自治会、100%組織されまして、それぞれ活動をしてみえるということで一安心いたしました。今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

実は、ことしの春でございますが、総務常任委員会に私は所属しておりまして、東北の仙台市と大船渡市を視察し、自主防災組織についてお話を聞いてまいりました。2カ所の視察先でそれぞれ本市においても参考にすべき事例がありましたので、御紹介いたしたいと思っております。

まず、最初に仙台市においては、組織の構成員に、各会また各種団体、例えばで申し上げますと、

学校とか病院、警察、消防、交通機関、金融機関またはガスや電気の業者、スーパーなど、いわゆる日常インフラに不可欠な関係機関の代表者とか責任者、そういう方々もメンバーに入っていたいて組織されておられ、各分野で分担して活動できる仕組みをしっかりと整えておられました。

範囲も、範囲というのは組織の範囲ですが、本市の旧の町村単位ぐらいの程度の組織でありまして、それより小さな町内単位でも、もちろんそこを核にして活動しておられました。

そのうち、私たちが尋ねました組織は組織の長が実は大学の教授さんでありまして、その分野の専門家であられました。その方が取り仕切っておられましたので、これは異例というふうに思いました。教授自身の仕事でもあり、要するに先生の仕事でもあり、地域のためでもあるということからかなり力が入っておられまして、特殊な地域だなということは感じてまいりました。

郡上市におきましても、先般、実施されました防災訓練の折には、自衛隊を初めとする公的な関係機関から民間の関係団体まで幅広く参画していただいて実施していただいたことは、広範囲に連携がとれておりますので大変良いことだと感じておるところでございます。

一方、大船渡市は、皆さんも御承知のように東日本大震災で大きな津波の被害を受けられたまちでございます。同市では震災前より自主防災組織を立ち上げられ、いろいろな訓練なども重ねて活動されておられたようではありますが、今回の震災を受けて自主防災組織の重要性を一層強め、組織の見直しと訓練内容の検討をしっかりと行って災害時に真に通用する訓練へと内容の多様化に力を入れて取り組まれておられました。

例えばでございますが、訓練の中身が、夜間に行うとか、または無通知、いわゆる予告なしでの訓練とか、または通信不能の場合には実際どうするんやというような、そういったいろいろなところを想定されまして訓練されておられるようございました。

そして、大船渡市では、本市の自治会組織があちらでは地域公民館となっており、公民館活動の中で自治会の運営も行ってみえるということに実は大きな驚きを感じました。自治会運営も市民全員が一つとなって事業展開をする公民館的要素を持つことから公民館活動の一環として取り組み、防災も同様に地域が一つにまとまって活動しているという点に興味と関心を持ちました。

そして、何より市民の皆さん方全員が大きな震災を受けたという教訓から市民の意識が高く、何よりも優先して防災に取り組まなければならないという意思の疎通がしっかりできており、自主防災に係る活動を力強く推し進めているようでありました。

大船渡市も自治会の事業運営は決して楽ではないようございましたが、防災抜きにしてはほかの事業はできないというムードの中で、そういう点から役員の方の任期もお聞きしますと、二、三年で、留任される方が多く、継続した自主防災の活動ができて充実した内容で事業展開ができていくということに注目と関心をいたしました。

本市における自主防災組織は、今、部長の答弁にございましたように自治会主体で、自治会の三

役または各組長さんが中心となって組織されているのが多いように見受けられます。三役の方は別として、組長さんはどうも1年ぐらいで任期が終わるようで、短い期間ということになります。

近年は自治会運営も多様化し、多忙をきわめているようでございますが、本市においても、地域公民館の協力を受け、地域協議会が本市にはございますが、主体とした自主防災組織を立ち上げ、防災に特化した活動ができないものかと思うわけでございます。

今、申しあげましたように市内には26カ所の地域公民館があり、それぞれ公民館活動をされておられますので、公民館活動の中の一環として防災の活動も入れてもらえないか、そう感じる次第であります。

そこでお伺いいたします。本市においても、大船渡市に見るような、地域公民館と協力されまして、本市の地域協議会に自主防災組織を委ね、自治会と一体となって活動してもらうことについて本市としての見解をお伺いいたしたいと思っております。部長、よろしくお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） まずは、御提案のあった公民館であるとか地域協議会について、当市の位置づけにつきまして少し御説明させていただきたいと思っております。

まず、公民館でございますが、第2次郡上市総合計画におきまして、生涯学習の充実を図り、地域を担う人材育成の機会を広げるといった目標のもと、公民館活動の充実、生涯学習の拡充を図るといったことしております。

もう一つの地域協議会でございますが、こちらのほうは、設置規則におきまして、住民が主体的に連携・協力しながら地域のさまざまな課題の解決や地域の特色を生かした地域づくりを進めるための組織として位置づけがされておるといったことでございます。

その構成でございますけれども、自治会支部長でありますとか地区公民館長、また各種団体から選出された方ということで、各地域、旧町村でございますけれども、町村単位に1組織ということになっております。

一方でございますが、自主防災組織といたしましては、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、そういった連帯感に基づきまして自主的に結成されている組織ということでございます。災害による被害を予防して軽減するための活動を行う組織となっております。

そういったことから、一たび大規模な災害が発生したというような場合に被害の拡大を防ぐためには、国であるとか都道府県また市町村の対応であるこういった公助と呼ばれるものには限界があるということでございます。そういったことを考えますと、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるということでございます。

自分の身は自分で守る自助ということとともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助というものが必要であること

から、自主防災組織の母体といたしましては現状の自治会であるとか地区会が適しておるんじゃないかというふうに考えております。

自治会ごとに組織の現状はさまざまございまして、議員が例に挙げられました大船渡市の場合には、地区の体制としてでございますが、地区公民館が地域のコミュニティを統括しておるということでございます。

本来の公民館のそういった目的以外に、地域運営でありますとか交通、また防犯消防、そういった幅広い活動を担っております、郡上市の現状とは少し異なっているのではないかというふうに考えております。

これらのことから、郡上市におきましては御提案の公民館であるとか各種団体の長からなる地域協議会が防災にかかわるということは難しい状況にないかなというふうに判断しております。

多くの自主防災組織の長が自治会長でございます。さらに、1年交代ということが多い課題につきましては、昨年の7月豪雨でありますとか21号台風、こういったことの被災を受けまして検証をさせていただいているところでございます。

そういった報告書の中で、自治会等の役員組織とは別の防災に特化した組織化の啓発ということを上げさせていただいております。自主防災会育成研修会の機会を通じて啓発していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

部長の答弁の中に私の思いが入っておりましたので、大変、安心いたしました。

要は、ここで私が申し上げたかったのは、自主防災組織は、地域に密着し、地域の方々にはしっかりと理解と認識をされた組織でなければならないと思うわけでありまして。いざ有事の際には、即、市民の方々に同調して行動していただければならない、そういう組織じゃなからうかと思いません。

したがって、形式でのかたい組織じゃなくて、本当に身近な組織であって、ひとたび指令を出せばさっと動いていただけるというような、そういう組織が自主防災組織ではなからうかと思うわけでこの質問をさせていただきました。

今、部長が言われましたように、自治会中心が私は悪いとは言いませんが、どうしても任期が短くてかわっていかれますと、そのときそのときで変わっていくような気がしますので、ある程度、長い間、そういった活動に従事していただけるような役員構成といたしますか、そういう組織であって大きな被害が起きないようにと。

また、一朝、そういったことが起きたときには、即、指令が行き渡るような、そういう活動を今

後もお願いしたいということをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それでは、ここで昼食のために暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

(午前11時47分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 上 田 謙 市 君

○議長（兼山悌孝君） 13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 9月の定例会一般質問も最後の登壇者となりました。よろしく願いいたします。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回、私は郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

まず、初めに第1期総合戦略で実行した諸施策の進捗状況と成果の見込みについてお尋ねいたします。

2014年12月、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。その法律は、急激な人口の減少に歯どめをかけること、もう一つは東京圏への行き過ぎた人口集中を是正することという2つの課題の克服を目的としております。

国では、2060年に日本の人口を1億人程度で維持するなどの中長期的な展望を示したまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、地方創生に向けた国の目標や具体的な施策をまとめた2015年度から本年度2019年度までの5カ年計画の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されております。

郡上市でもこうした国の枠組みを踏まえて人口減少の現状を分析し、今後、目指すべき方向性と人口の将来展望を示す人口ビジョン、そして地方創生への取り組みを示した総合戦略が策定されました。

その総合戦略では4つの基本目標があります。一つは「仕事をつくり、安定した雇用を創出する」。2つ目に「郡上市への新しいひとの流れをつくる」。3つ目は「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」。そして、4つ目「安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標のもとにまた設定された次のような数値目標があります。

これも4つあるわけですが、一つは、市内事業者就業者数は2万人を維持する。2つ目に、現在のはたち、24歳、計画ができたときですから4年前ということが言えると思いますけれども、そのときのはたち、24歳から5年後の25歳、29歳、成長したときの年齢になったときの人口の社会増は160人にする。3つ目は、合計特殊出生率は1.9を達成する。4つ目に65歳以上の人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は19%にするという数値目標であります。

そして、本年度は、総合戦略の事業が実施されてから5年目の最終年度として、その進捗状況を検証して総仕上げに取りかかると同時に、今後の課題をピックアップして第2期総合戦略の骨組みを策定する年度でもあります。

初めに申し上げた数値目標ですが、その数値目標の達成見込みはどのようなものであるか。また、先般、全員協議会の折に第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針に関する報告がありましたが、その中で第1期総合戦略で目標値を設定した45事業のうち事業の約8割が目標値を上回るという成果が期待できるということでありました。

そこで質問ですが、第1期総合戦略の諸施策における重要業績評価指標、KPIと言うそうですが、重要業績評価指標の目標値への達成見込みの中で特に成果を上げることができた施策と効果の低い施策の具体的な状況などはどのようなものであるか、市長公室長にお尋ねいたします。

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

総合戦略の基本目標ごとに設定しました4つの数値目標、それから施策レベルでのKPIにつきまして、その達成見込み及び成果等を説明させていただきます。

まず、産業振興や雇用の分野におきまして市内事業者就業者数について5年後に2万人を維持するという数値を目標値として設定しています。この数値は、総合戦略策定時の平成27年度におきまして、直近のデータが平成24年度の経済センサスでしたので、この時点の数値であります従業員数1万9,975人、総合戦略上はこれを丸めて2万人としておりますが、この数の維持を目標として掲げました。

経済センサスは、その後、平成28年度に実施されておきまして、このときの集計値は1万8,606人となっています。この数値を見る限り、従業員数は減少傾向となっておりますので、総合戦略に掲げました従業員数2万人の達成は極めて厳しい状況であるというふうに考えております。

次に定住・移住でございますが、この分野は現在の20歳から24歳が5年後に25歳から29歳となったときの人口の社会増を160人にするという数値目標を設定しました。

この数値につきましては、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研ですが、この社人研が平成17年から平成22年の国勢調査の推移をベースに111人という推計値を出しておきまして、郡

上市では、この数値をふやしていくため、総合戦略に盛り込んだ施策の効果を見込みまして160人という展望値を設定しました。

総合戦略の計画期間とは合いませんが、直近の平成27年度の国勢調査の数値では25歳から29歳の郡上市の人口は1,456人となっております。この年代の5年前の人口は1,352人でございます。数字としては104人の社会増という結果が出ております。

この年代の人口が総合戦略の期間内におきましてどのように動いたかにつきましては、正確には来年度実施されます国勢調査によって明らかになってきますが、社会増の数値は年々減少しておりますので、この数値の達成につきましても極めて厳しい状況にあるというふうに思っております。

次に子ども・子育ての分野でございますが、ここでは合計特殊出生率は5年後に1.9を達成するという数値目標を設定しています。人口動態保健所・市区町村別統計によりますと、総合戦略策定時において直近のデータとなります平成27年度の数値が平成20年から平成24年の5年間は1.78となっております。

人口ビジョンの中で2040年に2.2の達成を目標としておりますので、この目標の達成に向けて段階的に数値を上げていくことにしました。しかしながら、平成29年度のデータは1.79となっております。目標値の1.9を達成することはこちらも厳しい状況であるというふうに認識しております。

次に医療及び健康福祉の分野ですが、ここでは数値目標を65歳以上人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は5年後に19%とするとしています。総合戦略策定時の平成27年の65歳以上の人口1万4,620人に対し、要支援・要介護認定者は1,508人、65歳以上の人口に対する割合は17.15%となっていました。平成30年度では65歳以上人口は1万4,899人、要支援・要介護認定者は2,626人で17.63%と微増でございます。

本年度7月末現在で65歳以上人口が1万4,882人、要支援・要介護認定者は2,679人、18%と徐々に増加していますが、本年度の予測としましては数値目標の19%以内に収まる見込みというふうに思っております。

KPIの目標値の達成見込みから見て成果のあった施策につきましては、市の定住施策により定住した人数、この実績が平成27年度から平成30年度の累計で456人となっております。この時点で既に目標値の100名を大きく上回っています。

市産材の活用とか空き家活用・改修、三世同居支援、通勤費助成といったさまざまな市の補助金制度による効果が大きく成果を得ることができたというふうに考えております。目標値として設定しました100名ということにつきましてもその時点では妥当な数字だったというふうに判断しております。

このほかに成果を上げることができた施策として新規就農者数の確保がございます。この実績に

つきましては、平成27年度から平成30年度までの累計で60名となっております、目標値の30名を大きく上回っています。

県、市、JAなど関係機関の連携強化によりまして就農者育成に至る一貫した情報共有や指導体制の効率化というものを図ることができて、こうしたことが新規就農者の確保につながったということでございます。

逆に効果を上げることができなかったものとして人材確保の仕組みをつくるコンソーシアム構想がございます。平成28年度から、スキー場関係者、それからアウトドア関係者を含め必要な協議を重ねてきましたが、年間を通して人材を共有する仕組みづくりまでには至りませんでした。

しかしながら、観光立市を推進する中では、ことし6月にアウトドア事業者協議会が設立されまして、構成員であるスキー場関係者やアウトドアの事業者の関係者からは年間を通して働ける環境づくりの必要性の可能性につきましても話が出ておりまして、違う枠組みにはなりますが、こうした民間主体の動きを注視するとともに情報共有もしっかり図っていきたいというふうに考えております。

目標値が達成できないと予測される数値もございますが、取り組み自体は継続的に行われておりますので、次期総合戦略ではこうした部分の検証も行いながらKPIを設定して目標を達成するために有効な施策をしっかり盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 数値目標に関しては、就業者数あるいは若い人の社会増、合計特殊出生率達成には厳しい状況であるということではありますが、特にこの4年半、5年間にわたる事業の推進の中で、部長が報告されましたように市の定住政策によって定住した人数がこの5年間の目標は100人であったところが456人あったということや、新規農業者の就業率、新しく農業に携わってくださる人が、目標値は30名であったけれども、既に4年間で60名に達しておるという極めてすばらしい成果を上げた事業もあるということでもあります。

もう一つ、数値目標が第1期の総合戦略の中にあるわけですが、それは、もう一回、説明しますが、郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、目指すべき将来の方向として、2060年といいますから令和42年になると思いますけれども、総人口を2万7,000人程度、そして中期展望では、2040年、令和22年の総人口を3万2,000人とすると明記されております。

このことが一つの目標になって、今、報告のあった就業者数であるとか合計特殊出生率であるとかをこの5年間のうちにここまでは持っていつておかないかんというようなことであったと思うんですが、そうした郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中の特に合計特殊出生率は2040年までに2.2を達成したいということや若い世代の転入促進・転出抑制によって年間で平均50

人の社会増減数の改善ということが将来にわたって続いていくことを期待するというふうにあるわけですが、近年における郡上市の人口推移の実態と社人研の将来人口推計を比べると、目指すべき将来の方向の数値目標が達成できる見通しということについてはどうなのでしょう。

また、第2期総合戦略のこともお尋ねしたいので、この質問に関しては部長から端的にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

郡上市の人口ビジョンにおきましては、平成25年3月に社人研が公表した将来人口の推計をもとにし、まして市としての将来人口の展望を示しています。また、社人研では人口ビジョン策定後の平成30年3月にも平成27年国調の結果をもとにした将来人口の推計を公表しています。

平成30年3月の社人研の公表におきまして郡上市の人口推計は前回よりも下がり幅が少なくなっておりまして、人口ビジョンで示した展望値を下回る時期も2015年から2030年へとずれ込んでいます。このことから、当市ではこれまで危機感を持って進めていきました子育て支援策とか移住・定住施策の成果が少しずつあらわれているのではないかとこのように考えています。

ただし、推計値が展望値を下回る結果の要因の一つに大学進学とか就職等によりまして青年層の転出超過があります。このことが将来人口に大きな影響を与えるものというふうに考えています。

特に20歳から39歳の女性人口を見ますと、社人研の平成30年3月では前回の社人研の推計よりも2040年にはマイナス415人となっております。子どもを産む年代層の女性の減少によってゼロ歳から4歳の人口推計も2040年には展望値と比べて637人減の907人と推計されています。

また、近年の人口推移の実態を見ますと、直近の2017年の合計特殊出生率は1.79と国や県の平均値と比べて高い率で推移はしていますが、出生数は265人で2010年と比較すると34人減少しています。社会動態は、岐阜県人口動態統計調査結果によりますと、2015年の国勢調査以降、2016年では330人の転出超過、直近の2018年では343人の転出超過となっております。

こうした人口の動きからも、今後、引き続き危機感を持って、子育ての支援策、移住・定住施策といったことを推進しなければ展望値の達成は難しいものというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ありがとうございます。

私が持っている冊子は平成27年10月に配られた郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略の冊子でありますけれども、皆さんには見えなくて恐縮なんですけど、今お尋ねしておる人口問題というのはピンクのところのグラフです。

いずれにしろ日本の人口は減少していくということは間違いないことで、その影響を郡上市も受

けるということですが、社人研が将来の推計人口で予測しているピンクの下の下がり具合を何とか戻して上の線に持っていきたいというのが今郡上市が取り組んでいる人口減少問題を抑制するというのだというふうに思います。

そこで、今お尋ねした目指すべき将来の方向ということでは、言いましたように2040年には何とか3万2,000人の人口をキープしたいという展望値があるわけですが、この展望値に対して社人研の推計人口の予測では2万8,787人、2060年の郡上市の展望値2万7,000人に対しては1万9,630人ということで、随分、大きな幅を持って郡上市は取り組んでおるといふことでありますけれども、この5年間あるいは今の目指すべき将来の方向の数値目標についても、極めて厳しいということが、予測といいますか、感じるわけですが、市長がこの数値目標を達成するんだということに向けての今後の政策課題あるいは対策ということになるとどのように考えておられるでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御質問にお答えしたいと思います。御指摘のように、人口問題はまず我々は目標を持って向かっておるわけですが、先ほど置田部長のほうから答弁をされましたように、人口に関するKPIは大変厳しい結果が出ているというふうに思っております。

郡上市の人口の減少の主要要因は、前は社会増減による流出超過が主で、いわゆる死亡と出生の差である自然減が従であったのが、最近では、非常に高齢社会の中で死亡者がふえる半面、出生数が減るという形での自然減が大きなウエートを占めるようになってきていると。

それで依然として、先ほど御指摘いただいたように、あるいは答弁で申し上げたように、定住・移住というような形でかなり成果を上げているけれども、統計的な数字で見ると流出超過というのはなかなかとまらないという中にございます。

そういう中で、これは一定の時間の推移の中で、また新しい地方創生戦略をつくる際にいろんな目標値の見直し等を余儀なくされる点はあるかというふうに思いますが、基本としては、何といっても郡上市の場合は若い人たちの流出の超過を最小限に食い止めたいということ、それから先ほども答弁した中で危惧されることは特に若い女性のちょうど次代を産み育てることのできる年齢層の女性の数が社人研等の予測では相当厳しいものになっていると。この辺をどうするかということがあろうかと思えます。

それがないと、先ほど来、議論しております合計特殊出生率というのは1人の女性が一生に産む平均的な子どもの数ということでございますから、これは郡上市はほぼ国の目標水準を達成しているという状況の中で推移しているわけですが、2.2のところまではいきませんが、しかし、出生児数が落ちているというのは、1人の女性の産む平均的な子どもの数はさほど減らないけれども、そういう子どもさんたちを産める年齢層の女性の数、総体が少なくなっていることによって出生児数が減っているということでありますので、これを何とかしなければいけないというこ

とだと思えます。

そういうことで、これからもまたそういう指標の置き方をどうするかということは十分議論していきたいと思えますけれども、基本的には、若い人たちが仮に一旦郡上市を離れても戻ってきてくれるように、あるいは大都市圏の人たちがIターンという形で来てもらえるようにというような施策、あるいは、確かに少なくなった若い女性層ではありますが、子どもさんをできるだけたくさん産んで育ててもらいたいというような施策をしっかりと積み重ねていく必要があるかというふうに思っております。

ちなみに、若い女性の層でできるだけたくさんのお子さんを出産してほしいという願いのもとに、がんばれ子育て応援事業、こういう事業を平成25年度からやっておりますけれども、これが、現在、平成30年度の決算資料でもお示しましたように昨年度まででちょうど6年間で過ぎたわけですが、第3子以降の赤ちゃんでがんばれ子育て応援事業の支援を受けている赤ちゃんの数が327人ということですが、第3子がそのうち273人、4子が45人、5子以降、5番目とか6番目というお子さんが9人というようなことでございまして、この事業を始めたころの第3子以降の赤ちゃんの数は、平成25年度が39人、平成26年度は51人、27年度は59人、28年度が61人、29年度は少し減って48人になりましたが、昨年度、平成30年度はまた第3子以降の赤ちゃんが69人というようなことで、こうした施策はある一定の効果をおさめているというふうに思いますので、こうしたことはさらに施策をブラッシュアップしていきたいと思っておりますし、先ほどの若い人たちに帰っていただくというためには、若い人たちが魅力を感じる職場、働き場所、こういうものをしっかりと整えるということが必要だろうと思えます。

そういう活躍の場をしっかりと備えていくということが大事だろうと思えますが、これの一つの有力な手だては、今、進めています観光立市郡上というようなことで、観光関連のいろんなサービス業を初め、また波及効果が大きいですから農林水産業等にも波及していくわけですが、そうした産業の振興ということによって若い人たちを引きつけたいということでございます。

特に観光産業等のサービス業等について、若い女性にとって魅力のある職場というようなものの開拓・増加というようなことが非常に必要なのではないかとこのように思っているところでございます。

そういうことに引き続き次の地方創生でも取り組んでいく必要があるかと思えますが、もう一つ大切なことは、こうして一生懸命努力をしてもなかなか人口の増加あるいは特に生産年齢人口の減少というものは否めないものがありますので、郡上市で最後まで安心して住めるような、例えば地域包括ケアといったようなことの充実であるとかというようなことで、厳しい人口状況になっても安心して住める郡上という、片一方はそういった面をしっかりと整えていく必要があると。そんなことを基本に考えながら次の施策に取り組んでいければというふうに思っています。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ありがとうございます。

子育て支援や移住・定住の施策の成果があらわれて社人研が予測しているよりも郡上市の人口減少のスピードが緩やかになってきているということは間違いないことだと思いますが、今、市長が言われたように大学進学や就職等による青年層の転出超過ということが人口の減少のスピードにこれから拍車をかけてくるのかなというようなことを懸念しております。

5年前、ちょうどまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたときの内閣府地方創生推進室の参事官を務めた人がその当時の論文でこのようなことを書いておられました。

客観的な指標の設定と検証の実施についてということで「成果を上げることができた施策はどんどん継続・拡大していけばよい。しかし、効果の低い施策については、事業内容を見直したり、あるいは打ち切りを決断しなければならない。効果ある施策を息長く続ける以外に人口減少に歯どめをかける手だてではない。成果を上げることができた施策はどんどん継続・拡大していけばよい」ということでありますので、強みを生かすといえますか、郡上市には強みの施策があるんですので、継続することが肝要であろうというように思った次第であります。

最後の質問であります。第2期総合戦略での国の新たな視点を勘案した新規施策の策定についてお尋ねいたします。

国のまち・ひと・しごと創生基本方針2019によると、第2期総合戦略では新しい視点としてさまざまな方針で施策が進められようとしております。その一つが地方への人・資金の流れを強化するという方策でありますけれども、その中に、定住には至らないものの、特定の地域に継続的にかかわる関係人口、午前中も質問がありましたけれども、関係人口の創出・拡大への取り組み、企業や個人が地方へ寄附・投資等を行い、地方への資金の流れを強化する取り組みがあり、企業版ふるさと納税の活用を促進するため、税額控除の優遇措置が図られるようであります。

さらに、ソサエティ5.0の実現に向けた技術の活用をする地域の取り組みを支援するとか、SDGs、これは持続可能な開発目標という意味だそうなんですけれども、SDGsを原動力とした地域創生をより一層充実・強化するとの方向性が示されておりますが、郡上市における第2期総合戦略の新規施策の内容はどのようなものであるかということと、私が一番国が示した総合戦略の中で注目したのは、高等学校等における人材育成があります。国は、高等学校が地域への課題意識や貢献意識を持つことの重要性を重視しており、地域の将来を支える人材育成を担う教育研究機関の参画は有効であると捉えております。

岐阜県では、教育推進基本計画に基づき、県下の高等学校の教育課程が見直される中で市内の高校でもふるさと学習としての郡上学がカリキュラムに位置づけられたと聞いております。

第2期総合戦略策定では市内の高等学校との一層の連携と高校生の人材育成をより強化する施策を盛り込むことが肝要であると考えますけれども、市長のお考えはどうか、お尋ねいたします。残り時間が少なくなりましたので答弁が大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えいたします。

本市の第2期総合戦略におきましては、国が示した新しい視点、地方への人とか資金の流れの強化、SDGsといったようなことになっていきますが、こうしたことについて重点項目に位置づけていきたいというふうには考えております。特に人と資金の流れの強化につきましては、これまで首都圏のプロモーション等の取り組みによりまして郡上に思いを寄せる個人とか企業のつながりが生まれております。

このつながりは議員がおっしゃいました関係人口を獲得する施策でもありまして、ふるさと寄附とか新たな投資へと発展する可能性もありますので、本市の第2期の総合戦略ではこうした点を施策に反映させていきたいというふうに考えております。

それから、ソサエティ5.0やSDGsにつきましては、その概念や方向性は例えば農業とか林業などの分野でも大事な考え方となってきますので、第2期総合戦略の中では農林水産業の成長産業化に向けた最先端技術の活用といったことを含めてこれまで以上に強調した施策にしていきたいというふうに考えています。

また、国が示した新しい視点、地域経営の視点につきましては、地域の中において効率的な経済循環をつくり出すという考え方でございます。これは観光立市郡上を推進する重点施策とリンクしている部分がございます。

今年度から本格的に取り組みをスタートさせたDMOの推進とか観光マーケティング体制の構築とか、またスポーツツーリズム等の施策にも引き続き強化・推進を図ることができるように位置づけていきたいというふうに考えております。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 最後の御質問ですけれども、御指摘がありましたように、郡上市の人口減少の大きな要因の一つに若い人たちが流出してなかなか帰ってこないということがあるわけですが、それはさまざまな要因がありますが、一つは、また若い人たちがどのようにふるさとに愛着を持って、あるいはふるさとのことを、小学校、中学校、高校、そういった時期に学習し、このふるさとの持っている課題を解決するためにはどうしたらいいかというようなことについての課題をみずから考え学習するというような体験が非常に大切だというふうに思っております。

そういう意味で、今、いよいよ私どもも小中学校については郡上学というような形でふるさと学習を進めてきたわけでございますけれども、岐阜県におきましても、第3次の岐阜県教育ビジョン

になるわけですが、岐阜県教育振興基本計画がことし3月に示されまして、そういうものの中で、これから5年間の教育の基本的な考え方の中で理念としては「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」ということが掲げられました。

そして、その一つに、高等学校においても子どもたちがふるさとのいろんなことを勉強し、ふるさとの課題を解決する、こうしたことを進めるようにと。いわば小中高一貫してふるさと学習というものを進めるということで県教委としても方針を示されました。

そういう中で、高校は今いろいろと大学入試改革とかいろんな課題もあるわけですが、地域と高校というものをしっかり結びつける活動を通じて地域の魅力を知り、また課題を発見・解決する探索的な学習を推進するというようなふるさと教育というようなものを打ち出されたわけですが、幸いにして、郡上高校も、今年度、岐阜県の地域課題探索型学習授業の対象校という形で指定されて、この取り組みを具体的にどういうふうに進めていくかということについて、今、鋭意、検討を進められております。

そういうことで、郡上高校におきましては、もちろん郡上高校の先生方とともに、市の市民協働センターあるいは岐阜大学、HUB G U J O、郡上カンパニーの事務局あるいは市の職員といったようなメンバーで構成して郡上高等学校のふるさと教育をどう推進するかという協議会を立ち上げて、今、検討していただいています。まもなくそうした取り組みが始まっていくだろうというふうに思っております。

また、郡上北高校におきましても、かねてから、いろいろ公民館活動への参画であったり、あるいは奥美濃カレーの販売促進といったような現場での協力とかいろんな形で取り組みがなされておりました、非常に地域に関心を持っていただいております、最近では高校を卒業して就職するという方の地元志望の比率が随分上がってきたというふうに聞いております。

そして、郡上北高校におきましても、そうした地域に積極的にかかわりながら地域とともに生きていくというようなことで、今まで学校だけで進めていた教育を、学校、それから市内の企業とかいろんな職場で、一定の、いわば教育課程の中にそうしたものを組み込むという形で、これをデュアルシステム、デュアルというのは2つという意味ですけども、デュアルシステムという形での教育課程の開発・実行ということが進められようとしております。

例えば、その中の一例といたしまして郡上北高校の中に福祉・介護コースと。先ほど来、いろいろ問題になっていますこうした福祉とか介護の人材を育成するというようなことのコースも設けられようとしておりました、そのデュアルシステムの現場の教育を担当する機関として、国保白鳥病院が大いに貢献していこう、協力をしていこうというような取り組みがなされようとしております。

私どもは、県の教育委員会が高等学校教育にしっかり私たちが進めてきました郡上学と同じ考え

方に基づいてふるさと教育というものを小中高一貫して取り組んでいくんだというふうに位置づけ  
てくださったことは非常にありがたいことだと思っております、これをぜひ実のある教育の内容  
にしていくように私たちも一生懸命努力していきたいというふうに思っています。

(13番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 高校生といえば心身ともに健やかに成長する時期でありまして、そんな高  
校生に地域社会の一員であるということをしっかりと自覚してもらってふるさとへの愛着心を大き  
く抱いてもらうことができれば、卒業後、一旦、就職あるいは進学で郡上を離れることがあっても  
早い時期でのUターンも期待できるんじゃないかというふうに思います。

どうか、市内の高等学校、支援学校の高等部も含めて、一層の連携を図りながら高校生の人材育  
成ということへの強化策を第2期の総合戦略の中に盛り込んでいただくことをお願いいたしまして  
質問を終わります。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は13時50分とします。

(午後 1時41分)

---

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

---

○議長(兼山悌孝君) なお、早退議員は、12番 清水正照君であります。

---

◎議案第23号から議案第35号までについて(質疑・委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程3、議案第23号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関す  
る条例の制定についてから、日程15、議案第35号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題として質疑を行います。

議案第23号について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 4番 野田でございます。

議長、2つ続けて質問してよろしいですか。

○議長(兼山悌孝君) 23号だけ。

○4番(野田勝彦君) 23号には2つの内容がございますので、一つよろしく願いいたします。

お手元に、事務局のほうから、資料、一覧をお配りしていただいておりますので、この通告に従

って、ほぼ内容は同じでございますけれども、町屋敷越前屋の設置の条例の内容で、第4条にまずかかわることでございます。

条例案の第4条をごらんいただけるといいかと思えます。ここには施設の使用ということで「こんなことに使えますよ。使っていただきたい」ということが書いてありますが、項目が4つありますが、そのうち3つは「こういう目標で」と。

4番目のほうには「市長が必要と認める」と、よくある文言でございます。1はまちづくり活動、2は物産見本市に関する、3番は町屋敷の案内に関する。この3つしかないんですが、この施設の目的やら利活用の仕方から考えるとどういうことに使えるのかということが非常にわかりにくいと思うんです。

抽象的といいますか、まちづくり活動といっても本当に多岐にはいろんなことが考えられるんですけども、市民がこれを見たときに「こんなことに使わせてもらえるんだ。こういう利用の仕方もあるんだ」というのができるだけわかりやすいほうが私はいいと思えます。

同様に2番の物産見本市に関しても、附属の後ろの資料にもございますけども、既存のいろんな施設や周辺の商業施設との差別化や区別化といいますか、違いというのもわかるようでわかりにくいんです。結果的に同じような土産物屋をずらっと並べただけではないかと私は危惧しております。

町屋敷の案内というのは、建物や構造や昔からの間取りやら、そういうようなもろもろのものをもらいながら紹介するということはわかりますが、そういう意味で施設の使用の内容についていまいち抽象的でわかりにくくて漠然としておる。

逆に言うと、4番がかなり恣意的な、運用の仕方によっては管理者の都合によっていろんなことが公正に行われにくい面もありはしないかということも懸念するわけです。そんなことで第4条の内容についてはいま一つ不十分であるので、これをぜひとも具体化していただきたいということが第1点であります。

それから、続けてもう一点は、後ろのほうですが、ページ数でいうと条例の次のところの附則というところでございます。資料を2枚めくった裏側でございます。

ここに町屋敷の施設の名称がずらっと出てくるわけです。随分、いろんな部屋がたくさんありますので必然的にこういうことになるんですけども、多目的スペースから始まって、土蔵が2つ、給湯室からずっと和室が5つ、イベントスペースとかいろいろあるんですが、その区分と料金表が続けて出てまいります。別表第2であります。

これは、私が最初ぱっと見たときはどういうふう考えたかといいますと、多目的スペースが1日2,450円必要だと。これはいいんですが、土蔵1と2は、それぞれ土蔵1が1日1,100円だと思ったんです。土蔵2もそれぞれ1,100円なのか、「土蔵というのは一括して貸しますよ。合わせて1,100円」という意味なのか、わからないんです。一体どっちなのか。これはわかるように明記す

べきだと思います。

それから、以下同様です。2番というか、その下は、給湯室、和室1、和室2と。これは別々なのか、合わせて全部一括で貸すのかと。その下も同じです。和室、これは2階になりますが、3、4、5。次のイベントスペースも同じです。1と2は一緒なのか。この辺はどういうふうに考えた方がいいのか。

そして、今ありました給湯室ですが、質問の文書にもあるように、普通は、トイレとかこういうところと同じように使用者が使用に際して当然必要となるものというのは附属の施設として料金は一般的に取りませんよね。

給湯室も、当然ながらいろんなスペースを使うときに、例えば湯茶の提供とか何とかで普通は一般的によく使われるんです。ここを有料にするというのはどうも不可思議であると。当然ながらこれは附属の施設として無料開放でいいのではないかというふうに考えますが、以上お尋ねします。

○議長（兼山悌孝君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、議案第23号の議案質疑につきましてお答えをさせていただきます。

まず、この施設でございますが、第1条の設置で歴史的建造物の保存・継承とまちづくりに資することを目的として掲げております。第4条の施設の使用では、この目的に即した使い方として、まちづくり活動、物産見本市、町屋敷の案内、この3つを基本としまして、このほか市長が必要と認める事業を加えた4つにしているものでございます。

掲げる項目が少なく、かつ抽象的なため、利用される方にどんなことに使えるのかがわかりにくいのではないかと御質問でございますが、まちづくりににつきましては、議員もおっしゃったように分野が広く、さまざまな活動が想定されますし、その時々課題によっても幅広く実践されるものなので、あえてここに掲げさせていただいた4つの項目としております。

それから、まちづくり団体等の事前の聞き取りも行っておりまして、ここで想定している使い方につきましては、例えば地域資源を利用したチャレンジショップであるとかアトリエ的な使い方、それから工房や土蔵とかを使った企業に向けてのトライアルであるとか、あと浴衣等の着つけのサービス、お茶会といった文化活動、それから集会所としての活用とかサロンといったような地域のコミュニティを醸成するような活用など、いろんな団体に幅広く使っていただきたいということで4つを挙げさせてもらっているものでございます。

それから、実際の使用に当たりましては、広報郡上で使用例を交えながら市民の皆さんにわかりやすくお伝えをするということ、それから実際に使用が想定されますまちづくり団体等へのPRを積極的に行うことで目的に合った使い方をしていただけるものというふうに考えています。

また、こうしたまちづくり団体等の使用に際しましては、事前の打ち合わせとかを通じまして、建物の性格や目的など、所管であります政策推進課が丁寧に説明とかアドバイス等をしていきたいというふうに考えております。

それから、市長が必要と認める事業につきましては管理者の恣意的判断が肥大化しないかという御心配でございますが、現時点で市長が必要と認める事業の想定はございません。

また、将来的に指定管理になった場合におきましても、本施設の性格上、まちづくりに資する施設ということを大前提に掲げておりますので、管理者が一方的な運用を行う余地はないというふうに判断しております。

それから、2点目でございますが、別表2の区分ですが、別表2の中で複数の施設が一つの区分の枠に入っている箇所がございますが、これは使用料が同じであるということで、まとめた金額ではなくて施設それぞれの使用料としているものでございます。

なお、別表2の表の下の備考の1におきまして「この表の使用料は1室についての使用料とする」というふうに記載がございます。区分に掲げるそれぞれの使用料であるということをここで明記させてもらっております。

また、複数の施設を一つの区分欄にまとめたことにつきましては、既存の設管条例の中にも幾つか同様の記載がございますので、この例にも倣ったということで御理解いただければというふうに思います。

それから、給湯室につきましては、施設内でのイベントの開催時等におきまして給湯室の一角に設置しましたカウンター越しに飲食物を提供できるような構造となっております。

このため、条例上で規定している給湯室を使用することにつきましてはイベントスペースなどを使って不特定多数の方が飲食物を提供するような使用を想定しています。

この場合は使用料を徴収するというようにしておりますが、一時的に、例えば和室を使用される方が単に水をくんだりとかお茶を沸かしたりといった場合は、給湯室を占有するというわけではございませんので、こうした使用については当然無料というふうにしております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 重ねてお尋ねします。

一番最後の備考の1室についての使用を私は見落としておりましたので、わかりました。それぞれ別々ということですね。ということは、スペースの面積が違ってても料金は一緒ということなんです。

それから、給湯室の今の利用ですが、そういう異なった利用の使い方については無料ということ

もあるということは備考に掲げたほうがいいのではないかと思います。

それから、もとに戻りまして、第4条にかかわりまして、まちづくり諸団体との協議ということがありました。これは市外の利用者はどうなのでしょう。多分、認められると思うんですが、そういう団体との協議というのはいり得るのか。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） まちづくり団体との協議につきましては、事前に想定される団体としては、市内、特に八幡市街地におけるまちづくり関係者の方との事前の協議ということで想定しておりますが、使い方の想定はしておりますけども、市外について、特に事前に情報を収集したわけではございませんが、特に市外だからといってここを使えないというわけではございませんので、目的に合った使い方ということであれば、当然、使用は大丈夫ということでございます。

○議長（兼山悌孝君） よろしいですか。

○4番（野田勝彦君） 給湯のほうは。

○議長（兼山悌孝君） 部長。

○市長公室付部長（置田優一君） 給湯室につきましては、実は壁で仕切られたような部屋のような構造といいますか、そういうつくりになっておりまして、壁の一面に土蔵側に向けて窓をつけてカウンターをつけているというようなことがございます。

なので、その点につきましては、土蔵の1と2であるとかイベントスペースの2つがありますが、ここでイベント等を開催するというを想定しておりますので、その場合、使用料をいただくということでこうした内容にしているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号から議案第26号までの3議案について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。質疑については一括して質疑を行います。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。引き続きお願いいたします。

議案書の第二十四、五、六は、対象が異なりますが、同じ趣旨の内容ですので、また附属の資料も共通しておりますので、一括ということでお願いしたいと思います。

これは、実施されることになると、大変、大きな制度上の変更になるのではないかと。特に市の職員の採用や雇用に当たりましての大きな変更になると思います。

新しく名前が会計年度の任用職員という名前に統一的に表示されるようになるわけですが、言ってみれば1年ぼっきりの任用で、今までよく話題になりましたが、1年たったら、雇入れといいますが、継続できないということで、非常に不安定な職業、これは今でも基本的には変わらないんですが、いわゆる非正規雇用と言いますが、これが新しく国の制度として1年間の会計年度任用

職員という名前に統一的に使われるようになるわけです。

その結果、どういふ変化が及ぶのかというのが資料の2ページにございますが、こちらを参考にしながら申し上げたいと思います。資料2ページの下の方の3番に郡上市における特別職非常勤職員あるいは日々雇用職員が会計年度任用に変わるとどういふふうになるのかという見込みや想定が掲げてあります。

大変、多い人数です。合計で5,000人を超えるという雇用人数になるんですが、この内容がその下にあります。(1)は現在の状態、(2)は新しい制度になった後の令和2年度はこういうふうに見込まれると。

合計5,180人は変わりませんが、その内容は、上の①特別職非常勤職員4,550人、下、来年になりますと4,520人。マイナス30人になります。それから、その下の②に行きますと、現在は、日々雇用職員、パート、これが現在340人ですが、下、来年になりますと想定では410人になります。すなわち、パートが大変大きくふえるという想定になっております。上の③フルタイムの雇用職員は290人から230人に大きく減ります。

結論で申しますと、パートタイマーが大幅にふえてフルタイムは減少すると。その他20人というのも下のほうに説明があるんですが、これもふえますが、全体として見ると、私は、不安定あるいはさらに生活上では非常に安定しないような雇用の形態がふえていくということを想定します。

今までも日本の社会では随分問題になっておるんですが、とにかく、非正規雇用という言葉、政府は最近この言葉を使わないようになっておるようですけども、余り格好がよろしくないといひますか、イメージもよくないという。実態を隠すために非正規雇用とは言わないというわけでしょうが、これが本当に大きな問題になっています。

賃金も低くて、雇用状況も不安定で、いつ職を失うかもしれない。家計の中心として働き手としては非常に困る大変な雇用の形態なんですが、社会全体として見るとこれは減らす方向に私は行くべきだと思うんです。非正規、不安定な職業や雇用というのは減らす努力をしていくべきだと、社会としては。

ところが、郡上市の想定ではそれに逆行しているのではないかと危惧を持ちます。これは、同じように、ここの一覧表からはわかりませんから、来年度以降、正規職員の減少、そして会計年度雇用のほうにふえていく。すなわち、置きかえが進むということも想定できるのではないかと思います。

そのほうが市としては財政上で有利かもしれません。背に腹はかえられぬということでこういう措置が進んでいくような気がするんですが、そういう危惧を持ちますが、その辺につきましてはどう考えたらいいのか、どのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） まず、会計年度職員制度が創設されましたのは、人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など外的な社会経済情勢の変化に対応するため、また自治体の職員の勤務形態では時世に応じた多様な働き方が求められる中で、正職員、これは任期の定めのない常勤職員のことですが、だけでは公務の運営が難しいということで臨時・非常勤職員を各自治体がさまざまな方法で任用してまいってきておるところでございますが、こういった実情の中で臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保することを目的に一般職の会計年度任用職員が創設されることとなりました。

本市が雇用しております日々雇用職員等から会計年度職員に移行するに当たりましては、これまで要綱等により事実上対応してきた任用勤務条件につきまして、任期の定めのない常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行いまして条例や規則等への位置づけを検討することが必要になったということで処遇などの整理を今行っているところであります。

国は、この制度創設に係る改正地方公務員法におきまして会計年度職員に関する規定を整備するに当たり、一般職であります、我々、常勤、常時勤務を要する職、それから非常勤の職、それからそれぞれの職に就くべき職員の類型というのは、国家公務員の法律、法制と共通するものとして整理されまして、その中で、正職員は、従事する業務の要件としまして、相当の期間、任用される職員をつけるべき業務に従事する職であること、また勤務時間に関する要件としてフルタイムの勤務とすべき標準的な業務の量がある職であることを満たす職とされまして、それ以外は非常勤職員の職ということになりました。

これまで、本市では、日々雇用職員の勤務時間に関する要件につきましては、正職員と同じ時間数を基本にその職種や業務量に求められる勤務日数や勤務時間を決定しまして雇用を行ってまいりましたが、会計年度任用職員に移行するに当たりましては、再度、従事する業務や勤務時間に関する要件を見直し、整理を行ってきておるところでございますが、可能な職につきましてはフルタイムからパートタイムへの移行を図ることとしたということでパートタイムの職員が増加する見込みとなったものであります。

なお、会計年度職員制度は、現状の日々雇用職員制度と比較しまして給与や報酬手当等の待遇改善が図られておりまして、我々と同じフルタイム勤務の日々雇用職員が会計年度職員になって、1日に1時間、勤務を短縮したパートタイムの会計年度職員になった場合でも年収ベースでは現状を下回らない程度になっておると見込んでおります。

また、このような業務量や勤務時間の見直しによりまして、パートタイムの会計年度任用職員の任用を進めていくことによりまして、フルタイムによる勤務が難しかった方や今子育てを行っている方などの多種多様な働き方にも対応することができますし、また勤務時間を短縮するというこ

で仕事と家庭生活のワークライフバランスに寄与することにもつながっていくというようなメリットもあると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に会計年度任用職員制度により正職員から会計年度任用職員への置きかえが進むのではないかとはいえませんが、会計年度任用職員制度は、先ほど申しました現在さまざまな分野で御活躍いただいている臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保するというを目的に創設されたものでございますので、いわゆる非正規雇用の拡大を目的とした制度ではございません。

また、改正地方公務員法におきましても正職員を中心とする公務の運営という原則を維持していくということが求められておりますので、これからも正職員を中心として行政需要の多様化に対応するとともに住民のサービスの低下にならないよう努めてまいりますので、今回、正職員をこれ以上削減しないとしました定員適正化計画の第3次改訂を策定しておりますけれども、それに基づく定員の適正な管理を行いながら会計年度職員の活用を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 説明をいただきまして、ある程度、わかりましたというか、納得できる部分がたくさんありました。

ただ、働き方に関して多様な働き方が求められるようになったというのは今に始まったことではないわけです。いろんな御自身の御都合によってフルタイムが難しかったり、仕事の内容については、どうしてもパートやフルで、あるいは任期を切った雇用というのは必要な面もたくさんあるわけなんです。ただ、そのほうがいわゆる使用側からすると都合がいいということもまた事実なんです。

そういう意味で、いろんな場面で、任期途中はあり得ないかもしれませんが、置きかえられたり、あるいは雇用の期限が切れてそこでおしまいということが今までもたくさん問題になってきましたので、こういう点を十分配慮しながらさらによりよい形態をここでは求めていただきたいと思います。ということを注文申し上げて以上とします。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、議案第24号から議案第26号までの3議案の質疑を終了いたします。

議案第27号から議案第35号までの質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

議案第23号から議案第35号までの13議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審議を付託いたします。

ただいま、所管の常任委員会に審査を付託しました13議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第35号までの13議案については、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長(兼山悌孝君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三